

第三十三回国会 衆議院 災害地対策特別委員会 議 録 第七号

昭和三十四年十一月九日(月曜日)

午前十時四十一分開議

出席委員

委員長 南條 徳男君

理事 江崎 眞澄君 理事 田村 元君

理事 前尾 繁三郎君 理事 三田 武夫君

理事 角屋 堅次郎君 理事 佐藤 觀次郎君

理事 塚本 三郎君

今井 耕君 小川 平二君

大坪 保雄君 岡本 茂君

木村 俊夫君 小坂 善太郎君

小島 徹三君 小林 錦君

河野 孝子君 坂田 英一君

世耕 弘一君 田口 長治郎君

田中 正巳君 徳安 實藏君

中垣 國男君 二階堂 進君

丹羽 兵助君 服部 安司君

坊 秀男君 堀内 一雄君

山手 満男君 足鹿 覺君

伊藤 よし子君 大野 幸一君

太田 一夫君 岡本 隆一君

金丸 徳重君 田中 幾三郎君

堂森 芳夫君 中島 巖君

横山 利秋君

出席國務大臣

大蔵 大臣 佐藤 榮作君

農林 大臣 福田 赳夫君

建設 大臣 村上 勇君

國務 大臣 石原 幹市郎君

出席政府委員

総理府事務官 奥野 誠亮君

(自治庁財政局) 大蔵政務次官 奥村 又十郎君

大蔵事務官 石原 周夫君

(主計局長)

文部政務次官 宮澤 喜一君

厚生政務次官 内藤 隆君

農林事務官 齋藤 誠君

(大臣官房長) 農林事務官 坂村 吉正君

(農林経済局長) 農林事務官 伊東 正義君

(農地局長) 林野庁長官 山崎 齊君

水産庁長官代理 高橋 泰彦君

建設政務次官 大沢 雄一君

建設事務官 關盛 吉雄君

(計画局長) 建設技官 山本 三郎君

(河川局長) 建設技官 神田 治君

(住宅局長) 委員外の出席者

農林技官 伊藤 よし子君

(農地局建設部) 清野 保君

運輸事務官 石井 健君

(鉄道監督局長) 委員二階堂進君及び八木一男君

十一月九日

委員二階堂進君及び八木一男君

につき、その補欠として増田甲子七

君及び岡本隆一君が議長の名で委

員に選任された。

本日の会議に付した案件

昭和三十四年九月の暴風雨により塩

害を受けた農地の除塩事業の助成に

関する特別措置法案(内閣提出第二

号)

昭和三十四年七月及び八月の豪雨、

同年八月及び九月の暴風雨又は同年

九月の降ひによる被害農家に対

する米穀の売渡の特例に関する法律

案(内閣提出第三号)

昭和三十四年九月の風水害を受けた

漁業者の共同利用に供する小型の漁

船の建造に関する特別措置法案(内

閣提出第四号)

昭和三十四年八月の水害又は同年八

月及び九月の風水害を受けた中小企

業者に対する国所有の機械等の売却等

に関する特別措置法案(内閣提出第

七号)

昭和三十四年七月及び八月の水害又

は同年八月及び九月の風水害を受け

た地域における失業対策事業に關す

る特別措置法案(内閣提出第一四号)

昭和三十四年七月及び八月の水害並

びに同年八月及び九月の風水害に關

する失業保険特例法案(内閣提出第

一五号)

昭和三十四年八月の水害又は同年八

月及び九月の風水害に伴う公営住宅

法の特例等に関する法律案(内閣提

出第一六号)

昭和三十四年台風第十五号により災

害を受けた伊勢湾等に面する地域に

おける高潮対策事業に関する特別措

置法案(内閣提出第一七号)

天災による被害農林漁業者等に対す

る資金の融通に関する暫定措置法の

一部を改正する法律案(内閣提出第

一九号)

昭和三十四年七月及び八月の水害又

は同年八月及び九月の風水害を受け

た地方公共団体の賠償の特例等に關

する法律案(内閣提出第二〇号)

昭和三十四年七月及び八月の水害又

は同年八月及び九月の風水害を受け

た市町村職員共済組合の組合員に支

給する災害見舞金の額の特例に關す

る法律案(内閣提出第二二号)

昭和三十四年八月及び九月の暴風雨

による堆積土砂及び湛水の排除に關

する特別措置法案(内閣提出第二三

号)

昭和三十四年八月の水害又は同年八

月及び九月の風水害を受けた公立の

学校等の建物等の災害復旧に關する

特別措置法案(内閣提出第二四号)

昭和三十四年八月及び九月の風水害

を受けた私立学校施設の災害復旧に

関する特別措置法案(内閣提出第二

昭和三十四年七月及び八月の水害又

は同年八月及び九月の風水害を受け

た地域における失業対策事業に關す

る特別措置法案(内閣提出第一四号)

昭和三十四年七月及び八月の水害並

びに同年八月及び九月の風水害に關

する失業保険特例法案(内閣提出第

一五号)

昭和三十四年八月の水害又は同年八

月及び九月の風水害に伴う公営住宅

法の特例等に関する法律案(内閣提

出第一六号)

昭和三十四年台風第十五号により災

害を受けた伊勢湾等に面する地域に

おける高潮対策事業に関する特別措

置法案(内閣提出第一七号)

天災による被害農林漁業者等に対す

る資金の融通に関する暫定措置法の

一部を改正する法律案(内閣提出第

一九号)

昭和三十四年七月及び八月の水害又

は同年八月及び九月の風水害を受け

た地方公共団体の賠償の特例等に關

する法律案(内閣提出第二〇号)

昭和三十四年七月及び八月の水害又

は同年八月及び九月の風水害を受け

た市町村職員共済組合の組合員に支

給する災害見舞金の額の特例に關す

る法律案(内閣提出第二二号)

昭和三十四年八月及び九月の暴風雨

による堆積土砂及び湛水の排除に關

する特別措置法案(内閣提出第二三

号)

昭和三十四年八月の水害又は同年八

月及び九月の風水害を受けた公立の

学校等の建物等の災害復旧に關する

特別措置法案(内閣提出第二四号)

昭和三十四年八月及び九月の風水害

を受けた私立学校施設の災害復旧に

関する特別措置法案(内閣提出第二

学校等の建物等の災害復旧に關する

特別措置法案(内閣提出第二三号)

昭和三十四年八月及び九月の風水害

を受けた私立学校施設の災害復旧に

関する特別措置法案(内閣提出第二

四号)

昭和三十四年七月及び八月の水害又

は同年八月及び九月の風水害に際し

災害救助法が適用された地域におけ

る国民健康保険事業に対する補助に

関する特別措置法案(内閣提出第二

五号)

昭和三十四年七月及び八月の水害又

は同年八月及び九月の風水害を受け

た農林水産業施設の災害復旧事業等

に関する特別措置法案(内閣提出第

二六号)

昭和三十四年七月及び八月の水害又

は同年八月及び九月の風水害を受け

た公共土木施設等の災害復旧等に關

する特別措置法案(内閣提出第二七

号)

昭和三十四年七月及び八月の水害又

は同年八月及び九月の風水害により

被害を受けた者の援護に関する特別

措置法案(伊藤よし子君外十四名提

出、衆法第一号)

○南條委員長 これより会議を開きま

す。

去る六日及び七日に付託になりまし

た内閣提出の十件の法律案、及び去る

七日に付託になりました伊藤よし子君

外十四名提出の法律案につきまして、

順次提案理由の説明を求めることにいたします。

まず、昭和三十四年台風第十五号により災害を受けた伊勢湾等に面する地域における高潮対策事業に関する特別措置法案、昭和三十四年八月及び九月の暴風雨による堆積土砂及び湛水の排除に関する特別措置法案及び昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた公共土木施設等の災害復旧等に関する特別措置法案、以上三案の趣旨説明を求めます。

昭和三十四年台風第十五号により災害を受けた伊勢湾等に面する地域における高潮対策事業に関する特別措置法案

昭和三十四年台風第十五号により災害を受けた伊勢湾等に面する地域における高潮対策事業に関する特別措置法

1 地方公共団体若しくはその機関又は土地改良区（土地改良区連合を含む。）が、伊勢湾等に面する政令で定める地域において、海岸又はこれと同様の効用を有する河川で昭和三十四年台風第十五号により著しい災害を受けたもの及びこれらに接續し、かつ、これらと同様の効用を有する海岸又は河川について、高潮、暴風、洪水その他の異常な天然現象により生ずる災害を防止するために必要な政令で定める施設の新設、改良及び災害復旧に関する事業（政令で定める事業を除く。）を施行する場合においては、国は、政令で定めるとこ

ろにより、当該事業（以下「伊勢湾等高潮対策事業」という。）に要する費用（他の法令の規定によれば国庫負担金の算定につき控除すべき負担金があるときは、これを控除するものとする。）についてその一部を負担するものとし、その負担率は、当該事業費を次の各号に掲げる額に区分してそれぞれ当該各号に定める率を乗じて算定した額の当該事業費に対する率とする。この場合において、その率は、小数点以下三位まで算出するものとし、四位以下は、四捨五入するものとする。

一 伊勢湾等高潮対策事業のうち、公共土木施設災害復旧事業費、國庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号。以下「負担法」という。）、第二条又は農林水産業施設災害復旧事業費、國庫補助の暫定措置に関する法律（昭二十五年法律第六十九号。以下「暫定措置法」という。）、第二条に規定する災害復旧事業に相当する部分に要する費用の額については、それぞれ、負担法第四条若しくは第四条の二又は暫定措置法第三条の規定を適用した場合におけるこれらの規定による率。ただし、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた公共土木施設等の災害復旧等に関する特別措置法（昭和三十四年法律第 号）第一条第一項又は昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた農林水産業施設の災

害復旧事業等に関する特別措置
法（昭和三十四年法律第

号)第一条の規定に適合する場合においては、それぞれ、これらの規定を適用した場合におけるこれらの規定による率

ち前号に掲げる部分以外の部分で、他の法令の規定によれば当該部分に要する費用についての国の負担率又は補助率が十分の八以上であるものに要する費用の額についてはこれらの規定を適用した場合におけるこれらの規定による率、その他のものに要する費用の額については十分の八

国が、伊勢湾等高潮対策事業を施設の法令の規定により国が施行し、かつ、当該事業費の一部を地方公共団体に負担させることが出来るものとして施行する場合においては、当該地方公共団体は、当該事業費についてその一部を負担するものとし、その負担の割合前項の規定により国が負担する割合を除いた割合とする。

第一項の場合においては、他の

は、他の法令の規定による地方公共団体の負担又は補助を行わず、第二項の場合においては、他の法令の規定による地方公共団体の負担は要しない。

前三項の規定は、伊勢湾等高潮対策事業のうち負担法第二条に規定する災害復旧事業に相当する部に要する費用の額を同法第七条の規定により決定された災害復旧業務費とみなし、これを同条の規定により決定された災害復旧事業

費の総額中に算入することを妨げない。

5 第二項の規定は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十条第二項の規定の適用を妨げない。

附
則

1 (施行期日) この法律は、公布の日から施行し、昭和三十四年九月二十六日以後に施行する事業について適用する。

(建設省設置法の一部改正)

2 建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に掲げる部のほか、中部地方建設局に臨時に海岸部を置く。

3 (行政機関職員定員法の一部改正)
行政機関職員定員法(昭和二十四年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中

建設省		合	第二條第一項の表中
本省	建設省		
を			
計	本省	一八、〇二八人	
		六八七、二五四人	

一八、二二八人	六八七、四五四人	に改める。
---------	----------	-------

理由

昭和三十四年台風第十五号による災害の状況にかんがみ、伊勢湾等に面する地域の高潮等による災害を防止するために必要な海岸又は河川に関する新設、改良及び災害復旧の事業につき、高率の国庫負担をする等その事業を促進するための特別の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和三十四年八月及び九月の暴風雨による堆積土砂及び湛水の排除に関する特別措置法案

昭和三十四年八月及び九月の暴風雨による堆積土砂及び湛水の排除に関する特別措置法

(定義)

第一條 この法律において「堆積土砂」とは、昭和三十四年八月及び九月の暴風雨（暴風雨に伴う高潮を含む。以下次項において同様とする。）に伴い発生した土砂等の流入、崩壊等により政令で定める地域内に堆積した政令で定める程度に達する異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等という。

2 この法律において「湛水」と

は、昭和三十四年八月及び九月の暴風雨に伴い政令で定める地域内に浸入した水で、浸水状態が政令で定める程度に達するものをい

(堆積土砂の排除事業)

第二条 地方公共団体その他政令で定める者又はその機関が河川、道路、公園、林業用施設、漁場その他の施設等で政令で定めるものの区域内の堆積土砂の排除事業(国がその費用の一部を補助する災害復旧事業に附随して行うものを除く)を施行する場合においては、国は、他の法令に国の負担又は補助に關し別段の定がある場合を除き、予算の範囲内において、その事業費の十分の九を補助すること

2 国は、市町村が、第一項に規定する区域外の堆積土砂で、市町村長が指定した場所に集積されたもの又は市町村長がこれを放置することが公益上重大な支障があると認められたものについて排除事業を施行する場合においては、予算の範囲内において、その事業費の十分の九を補助することができる。

3 第一項の規定による補助金の交付の事務は、他の法令に定がある場合を除き、林業用施設及び漁場に係るものにあつては農林大臣、その他の施設に係るものにあつては建設大臣が行い、前項の規定による補助金の交付の事務は、建設大臣が行う。

(治水の排除事業)
第三条 国は、地方公共団体その他政令で定める者が治水の排除事業

を施行する場合においては、予算の範囲内において、その事業費の十分の九を補助することができる。

2 前項の規定による補助金の交付

の事務は、政令で定める区分に従つて農林大臣又は建設大臣が行

(堆積土砂等の排除事業費の範囲)

第四条 第二条第一項若しくは第二項又は前条第一項の規定により国がその費用を補助する堆積土砂又は治水の排除事業の事業費の範囲は、政令で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、この法律の施行前に施行された堆積土砂又は治水の排除事業についても適用する。

理由

昭和三十四年八月及び九月の暴風雨による被害地域における堆積土砂及び治水の排除事業を施行する地方公共団体その他の者に対し国の補助に關する措置を講じて、災害の復旧を促進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた公共土木施設等の災害復旧に關する特別措置法案
昭和三十四年七月及び八月の水

害又は同年八月及び九月の風水害を受けた公共土木施設等の災害復旧等に關する特別措置法(公共土木施設災害復旧事業に關する特別措置)

第一条 昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害であつて政令で定める地域に発生したものに関し、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号。以下「負担法」という。)第三条の規定により地方公共団体(港務法(昭和二十五年法律第二百十八号)に基

く港務局を含む)に対し国が費用の一部を負担する場合における当該災害復旧事業費に対する国の負担率については、同法第四条第一項及び第四条の二の規定にかかわらず、当該地方公共団体(地方公共団体の組合又は港務局にあつては、これを組織する地方公共団体)について、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害につき、同法第七条の規定により決定された災害復旧事業費の総額を次の各号に定める額に区分して逐次に当該各号に定める率を乗じて算定した額の当該災害復旧事業費の総額に対する率を、同法第四条第一項の規定による率とする。この場合において、その率は、小数点以下三位まで算出するものとし、四位以下は、四捨五入するものとする。

一 当該地方公共団体の昭和三十四年度の標準税収入(負担法第二条第四項に規定する標準税収入をいう。以下同じ。)の二分の一に相当する額までの額については、十分の八
二 当該地方公共団体の昭和三十四年度の標準税収入の二分の一をこえ標準税収入に達するまでの額に相当する額については、十分の九
三 当該地方公共団体の昭和三十四年度の標準税収入をこえる額に相当する額については、十分の十

一に相当する額までの額については、十分の八
二 当該地方公共団体の昭和三十四年度の標準税収入の二分の一をこえ標準税収入に達するまでの額に相当する額については、十分の九
三 当該地方公共団体の昭和三十四年度の標準税収入をこえる額に相当する額については、十分の十

2 前項に規定する災害に關し、負担法第三条各号に掲げる施設について国が施行する災害復旧事業の事業費で、地方公共団体(港務局を含む。以下同じ。)がその費用の一部を負担するものについての当該地方公共団体の負担の割合は、同法第五条及び他の法令の規定にかかわらず、それぞれ、前項の規定により国が負担すべき割合を除いた割合とする。

3 前二項の規定は、負担法の規定により算定した国の負担率が第一項の規定により算定した国の負担率をこえる場合においては、適用しない。

(災害復旧事業に關する特別措置)

第二条 地方公共団体又はその機関が、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害であつて政令で定める地域に発生したものに関し、負担法第二条に規定する災害復旧事業を施行する場合においては、当該災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併して負担法第三条各号に掲げる施設のうち

ち政令で定めるものの新設又は改良に關する事業を施行するときは、他の法令の規定により国が当該新設又は改良に關する事業の事業費の三分の二以上を負担し、又は補助する場合を除き、他の法令の規定により国がその事業費の一部を負担し、又は補助する場合に於ては、これらの規定にかかわらず、その負担率又は補助率を三分の二とし、その他の場合に於ては、国は、その事業費の三分の二を補助する。

(水防資材に關する補助)

第三条 昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害であつて政令で定める地域に発生したものに関し、都道府県又は水防法(昭和二十四年法律第九十三号)に規定する水防管理団体が水防のため使用した資材に關する費用で政令で定めるものについては、国は、予算の範囲内において、その費用の三分の二を補助することができる。

附則

この法律は、公布の日から施行し、この法律に規定する事項であつてこの法律の施行前に係るものについても適用する。

理由

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた公共土木施設の災害復旧事業並びに再度災害防止のための災害復旧事業を促進するため、その事業費に對する国の負担率等について特別の

措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○村上国務大臣 ただいま議題となりました昭和三十四年台風第十五号により災害を受けた伊勢湾等に面する地域における高潮対策事業に関する特別措置法案につきまして、提案理由及びその要旨を御説明申し上げます。

御承知のように、本年九月の台風第十五号により伊勢湾等に面する地域におきましては、海岸及び海岸付近の河川が高潮等のため著しい災害を受け、これが後背地の人的、物的被害を甚大ならしめる原因となったのであります。政府といたしましては、これらの災害の状況にかんがみ、伊勢湾等に面する地域における海岸または河川について、高潮等による災害を防止するため、これらの施設の建設、改良及び災害復旧の事業を行なう場合には、それらの事業を特に伊勢湾等高潮対策事業として総合的かつ強力に推進することとし、その事業費についての国の負担等に関し、特別の措置を講ずることとしたのであります。

以上が、この法律案を提出した理由であります。次に、その要旨を御説明申し上げます。

まず、地方公共団体もしくはその機関または土地改良区が、伊勢湾等に面する政令で定める地域において、台風第十五号により著しい災害を受けた海岸または河川及びこれらに接続し、かつ、これらと同様の効用を有する海岸または河川について、高潮、暴風、洪水その他の異常な天然現象により生ずる

災害を防止するため必要な政令で定める施設の建設、改良及び災害復旧に関する事業を施行する場合におきましては、これを伊勢湾等高潮対策事業として、国は、その事業に要する費用の一部を負担するものとし、その負担率について特別の措置をとることとしたのであります。すなわち、その負担率は、事業費の総額を災害復旧事業に相当する部分に要する費用の額及びその他の部分に要する費用の額に区分し、災害復旧事業に相当する部分については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法またはその特別措置法等を適用した場合における国庫負担率を、その他の部分については、他の法令の規定によるれば国の負担率または補助率が十分の八以上である場合にはその率、それ以外の場合には十分の八をそれぞれ乗じて算定した額の事業費総額に対する率とすることとしたのであります。また、伊勢湾等高潮対策事業を、国が直接で施行する場合における地方公共団体の費用負担の割合につきましても、同様にその負担を軽減する措置を講ずることとしたのであります。

次に、伊勢湾等高潮対策事業の施行に關して必要な他の法令の改正を行なうこととあります。すなわち、伊勢湾等高潮対策事業は、工事の規模、工期等から見て、国が直接または委託を受けて施行することが必要であると考えられますので、建設省設置法及び行政機関職員定員法の一部を改正し、建設省中部地方建設局に臨時に海岸部を設置するとともに、建設省の定員を二百名増員することとしたのであります。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、昭和三十四年八月及び九月の暴風雨による堆積土砂及び湛水の排除に關する特別措置法案につきまして、提案理由及びその要旨を御説明申し上げます。

本年八月及び九月の暴風雨のため、各地におきまして河川、海岸堤防等の決壊あるいは土砂の崩壊等により、市街地または農地等に異常に多量の土砂が堆積し、また、河水、海水等が流入して長期にわたる浸水状態を呈している状況であります。これらの土砂及び湛水の排除につきましては、地方公共団体等において鋭意その促進をはかっておりますが、被災地方公共団体等の財政事情等の理由から、必ずしも円滑な進捗を見ていない現状であります。政府といたしましては、かかる状況にかんがみ、被害激甚地域における堆積土砂及び湛水排除事業の早急な実施をはかることとし、これらの事業を施行する地方公共団体等に対する国の補助に關して特別の措置を講じ、災害の復旧を促進することとしたのであります。

以上が、この法律案を提出した理由であります。次に、その要旨を御説明申し上げます。

まず、この法律にいう堆積土砂は、昭和三十四年八月及び九月の暴風雨に伴い発生した土砂等の流入、崩壊等により被害地域内に堆積した異常に多量の泥土、砂れき、岩石、樹木等をいうものとし、また、湛水は、昭和三十四年八月及び九月の暴風雨に伴い被害地域内に浸入した水で、浸水状態が一定

の程度以上にわたっているものをいうこととし、被災地域、堆積土砂の量、浸水状態の程度等は政令でこれを定めることとしたのであります。

第二に、地方公共団体等が河川、道路、公園、林業用施設、漁場等の区域内にある堆積土砂の排除事業を施行するときは、国は当該事業費の十分の九を補助することができるといたしました。ただし、その堆積土砂の排除事業が、予算上の補助の対象となる他の災害復旧事業の一環としてこれに付随して行なわれる場合または公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法その他の法令により国がその費用の一部を負担し、または補助することができると災害復旧事業として行なわれる場合には、それぞれの災害復旧事業として堆積土砂の排除を行なうこととし、この法律による補助は行なわないこととしたのであります。

第三に、河川、道路等の区域以外の私有地等に堆積している土砂等につきましても、指定場所に取り集められたもの、またはこれを放置することが公益上重大な支障があると認められるものにつきましても、市町村が排除事業を施行する場合におきましては、その事業費の十分の九を補助することができるといたしました。

第四に、地方公共団体等が湛水の排除事業を施行するときは、国は、当該事業費の十分の九を補助することができるといたしました。

なお、堆積土砂の排除事業につきましても、林業用施設及び漁場にかかるものにあつては農林大臣、その他の施設にかかるものにあつては建設大臣、湛水の排除事業につきましても、政令で定める区分に従い、農林大臣または建設大臣がそれぞれ主務大臣として補助金の交付の事務等を行なうこととしたのであります。

以上が、この法律案の提案の理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さるようお願いいたします。

次に、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた公共土木施設等の災害復旧等に關する特別措置法案につきまして、提案理由及びその要旨を御説明申し上げます。

本年七月及び八月の水害並びに八月及び九月の風水害は、国土の大半に激甚な被害を与え、これによる人的、物的被害はまことに甚大なものがあつたのであります。そのうちでも公共土木施設の被害は特に大きく、その被害報告額は約一千五百億円の巨額に上つていて、状況であり、これらの甚大な災害を受けた地方公共団体は、その復旧に多大の経費の支出を余儀なくされている現状であります。政府といたしましては、かかる地方財政の現状にかんがみ、激甚な災害を受けた地方公共団体における公共土木施設の災害復旧事業等を促進するため、公共土木施設の災害復旧事業費に対する国庫負担率を引き上げる特別措置を講ずるとともに、再度災害の防止のため、災害復旧事業と合併して施行する災害関連事業に対する国の負担率または補助率に關する特例を設け、あわせて、これらの災害に關し、使用した水防資材の費用に關して国が補助を行なう措置を講ずることとしたのであります。

以上が、この法律案を提出した理由であります。次に、その要旨につい

て御説明申し上げます。

まず、本年七月及び八月の水害または八月及び九月の風水害を受けた公共土木施設のすみやかな復旧をはかるため、公共土木施設災害復旧事業に関する国の負担について特別の措置を定めたこととあります。すなわち、これらの水害または風水害であつて政令で定める地域に発生したものに関する公共土木施設の災害復旧事業費に対する国の負担率を引き上げ、本年七月及び八月の水害または八月及び九月の風水害の災害復旧事業費の総額のうち、当該地方公共団体の昭和三十四年度の標準税収入の二分の一に相当する額までの額については十分の八、標準税収入の二分の一をこえ標準税収入に達するまでの額に相当する額については十分の九、標準税収入をこえる額に相当する額については十分の十をそれぞれ乗じて算定した額の当該災害復旧事業費の総額に対する率を国庫負担率とし、地方公共団体の災害復旧に関する財政負担を軽減して、災害復旧事業の推進をはかることとしたしております。また、国が直轄で施行する災害復旧事業に対する地方公共団体の費用負担についても、同様の趣旨により、その負担を軽減する措置を講ずることとしたしました。

第二に、再度災害を防止するため、地方公共団体またはその機関が災害関連事業を施行する場合における国の負担または補助について特別の措置を定めたこととあります。すなわち、地方公共団体またはその機関が、これらの水害または風水害であつて政令で定める地域に発生したものに関し、災害復旧事業を施行する場合において、災害

復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併して施行する必要がある公共土木施設の新設または改良工事を実施するときは、国はその事業費の三分の二を負担し、または補助することとし、再度災害の防止に遺憾なきを期することとしたしました。

第三に、これらの水害または風水害であつて政令で定める地域に発生したものに関し、都道府県または水防管理団体が水防のため使用した資材に関する費用については、国は、予算の範囲内でその費用の三分の二を補助することとができることとしたしております。以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○南條委員長 次は農林省関係で、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の改正する法律案及び昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた農林水産業施設の災害復旧事業等に関する特別措置法案、右両案の趣旨説明を求めます。福田農林大臣。

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和三十年法律第百三十六号）の一

部を次のように改正する。

第二条第一項及び第二項中「農作物」の下に「畜産物」を加える。

第二条第四項中「農機具（政令で定めるものに限る。）」の下に「家畜、家きん」を、「炭がまの構築資金」の下に「漁船（政令で定めるものに限る。）の建造又は取得に必要な資金」を加える。

附則を附則第一項とし、同項の次に次の一項を加える。

2 昭和三十四年七月及び八月の豪雨並びに同年八月月上旬及び中旬並びに九月の暴風雨が第二条第一項の規定により政令で同項の天災として指定された場合における政令で定める都道府県の区域に係る当該天災についてこの法律の規定の適用については、同条第四項第一号中「又は十五万円（北海道にあつては二十万円、漁具の購入資金として貸し付けられる場合は一千万円）とあるのは「又は二十万円（果樹の栽培をおもな業務とする被害農業者に対し貸し付けられる場合でその貸付資金に果樹の栽培に必要な資金として貸し付けられるものが含まれるとき及び貸付資金に家畜又は家きんの購入又は飼養に必要な資金として貸し付けられるものが含まれる場合は三十万円、もつぱら家畜又は家きんの飼養を業とする被害農業者、家畜又は家きんの購入又は飼養に必要な資金として貸し付けられる場合及び真珠又はうなぎの養殖に必要な資金として貸し付けられる場合は五十万円、漁具の購入資金として貸し付けられる場合は一千万

円）」と、同項第二号中「五年」とあるのは「五年（果樹の栽培をおもな業務とする被害農業者に対し貸し付けられる場合で、その貸付資金に果樹の栽培に必要な資金として貸し付けられるものが含まれるときは七年）」とする。

附則

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十四年七月一日以後の天災につき適用する。

理由

畜産物について一定の被害を受けた者を被害農業者として認定することとができることとし、経営資金として家畜、家きん及び小型漁船の取得等に必要な資金を貸し付けるみちを開くほか、昭和三十四年七月及び八月の豪雨並びに同年八月月上旬及び中旬並びに九月の暴風雨について一定区域内の被害農林漁業者に対する経営資金の貸付限度額の引上げ及び償還期限の延長の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた農林水産業施設の災害復旧事業等に関する特別措置法案

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた農林水産業施設の災害復旧事業等に関する特別措置法案

法

（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

の特例）

第一条 昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害（以下「水害等」という。）を受けた地域についての農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第百六十九号。以下「暫定措置法」という。）の規定の適用については、次の各号の定めるところによる。

一 政令で定める地域に発生した水害等に係る被害農地、被害農業用施設又は被害林道の災害復旧事業については、暫定措置法第三条第一項中「次項各号（第三項の区域内の農地、農業用施設、林道及び漁港施設の災害復旧事業の事業費のうち同項の政令で定める額に相当する部分については、同項各号）」とあるのは「次項各号」とし、同条第二項第一号、第二号及び第三号ロ中「十分の五」とあり、又は「十分の六・五」とあるのは「十分の九」とする。

二 前号の政令で定める地域については、暫定措置法第三条第三項中「その年の一月一日から十二月三十一日まで」とあるのは、「昭和三十四年においては、一月一日から六月三十日まで及び十月一日から十二月三十一日まで（漁港施設については、一月一日から十二月三十一日まで）」とする。

三 水害等に係る被害共同利用施設のうち、政令で定める地域内のものについては、暫定措置法

第二條第六項及び第七項中「十

万円」とあるのは「三万円」と、
暫定措置法第三條第二項第五号
中「十分の二」とあるのは「十
分の九」とし、その他のものに
ついては、同号中「十分の二」
とあるのは「十分の五」とす
る。

2 前項第一号及び第二号の規定

は、これらの規定を適用しないも
のとして暫定措置法の規定により
算定した暫定措置法第三條の規定
により国が行う補助の額が、同項
第一号及び第二号の規定を適用し
て暫定措置法の規定により算定し
た同条の規定により国が行う補助
の額をこえる場合は、適用しな
い。

(開拓地の施設等に対する助成措
置)

第二條 都道府県が、次に掲げる施
設(暫定措置法第二條第一項に規
定する農業用施設又は同條第四項
に規定する共同利用施設に該当す
るものを除く)で政令で定める地
域に発生した水害等(第三号に掲
げる施設については、政令で定め
る地域に発生した昭和三十四年九
月の風水害)を受けたものの災害
復旧事業であつて施設ごとの工事
の費用が三万円以上のものの事業
費につき十分の九を下らない率に
よる補助をする場合には、国は、
予算の範囲内で、当該都道府県に
対し、その補助に要する経費(都
道府県が十分の九をこえる率によ
る補助をする場合には、そのこえ
る部分の補助に要する経費を除い
た経費)の全部を補助することが

できる。

一 開拓地における住宅、農舎、
畜舎及び鶏舎

二 開拓地における農業者の共同
利用に供する施設で政令で定め
るもの

三 水産動植物の養殖施設で政令
で定めるもの

(災害関連事業に関する特別措置)

第三條 都道府県が、第一條第一項
第一号の政令で定める地域に発生
した水害等を受けた暫定措置法第
二條第一項に規定する農業用施設
又は同條第二項に規定する林道に
係る同條第六項に規定する災害復
旧事業(同條第七項の規定により
災害復旧事業とみなされるものを
含む)を行う場合において、当該
災害復旧事業の施行のみでは再度
災害の防止に十分な効果が期待で
きないと認められるため、これと
合併して行う必要がある農業用施
設又は林道の新設又は改良に関す
る事業(以下「災害関連事業」と
いう)を行うときは、国は、予算
の範囲内で、当該災害関連事業の
事業費につき、その三分の二を補
助することができる。

2 都道府県が、前項に規定する災
害復旧事業に係る災害関連事業を
行う者に對し、当該災害関連事業
の事業費につき三分の二を下ら
ない率による補助をする場合に
は、国は、予算の範囲内で、当該
都道府県に對し、その補助に要す
る経費(都道府県が三分の二をこ
える率による補助をする場合に
は、そのこえる部分の補助に要す
る経費を除いた経費)の全部を補

助することができる。

附 則

この法律は、公布の日から施行
し、昭和三十四年一月一日以後に発
生した災害について適用する。

理 由

昭和三十四年七月及び八月の水害
又は同年八月及び九月の風水害を受
けた農林水産業施設の災害復旧事業
につき、農林水産業施設災害復旧事
業費国庫補助の暫定措置に関する法
律の特例を定めて国が高率の助成を
行うとともに、開拓地の入植施設及
び水産動植物の養殖施設の災害復旧
事業並びに災害関連事業につき国が
高率の助成を行う必要がある。これ
が、この法律案を提出する理由であ
る。

○福田國務大臣 ます、天災による被
害農林漁業者等に対する資金の融通に
関する暫定措置法の一部を改正する法
律案の提案理由を御説明申し上げま
す。

この改正法律案の内容のおもなる点
を要約いたしますと、次の三点であり
ます。

第一点は、被害農業者の定義に関す
るものであります。現在、経営資金を
借り入れることができる被害農業者及
び特別被害農業者は、農作物または畜
産物について被害を受けたものに限られ
ております関係上、家畜または家きんを
飼養している農家が被害を受け、畜産
物による収入が減少いたしました場合
にも被害額及び損失額に算入されない
こととなっております、不均衡を生ずる場

合もありますので、この点を是正する
ため、新たに畜産物被害を被害額及び
損失額に算入することとした次第
であります。

第二点は、経営資金の使途に関する
ものであります。現在、経営資金の使
途は、種苗、肥料、飼料、薬剤、農機
具、薪炭原木、シイタケ、ほだ木、漁
具、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃料等
の購入資金、炭がまの構築資金、その
他農林漁業経営に必要な資金とされて
おりますが、家畜または家きんの購入
資金、小型漁船の建造または取得に必
要な資金を貸し出すことができること
とする必要がありますので、これを経
営資金の使途として追加いたしますもの
であります。

第三点は、本年七月及び八月の豪雨
並びに同年八月上旬及び中旬並びに九
月の暴風雨により被害を受けた一
定区域内の被害農林漁業者に対して貸
し出される経営資金について、二つの
特例を設けるものであります。

その第一は、貸付限度額の引き上げ
であります。すなわち、畜産專業農家
に家畜または家きんの購入または飼養
に必要な資金として貸し付けられる場
合及び真珠またはウナギの養殖に必要
な資金として貸し付けられる場合は五
十万円、果樹栽培をおもな業務とする
農家に果樹栽培に必要な資金を含めて
貸し付けられる場合及び家畜または家
きんの購入または飼養に必要な資金を
含めて貸し付けられる場合は三十万
円、一般農林漁業者に貸し付けられる
場合は二十万円と、それぞれ大幅に貸
付限度額を拡大し、もって伊勢湾台風
等による被害農林漁業者に対する資金
の融通に遺憾のないようにいたしたい

と存するのであります。

次は、償還期限の延長であります。
すなわち、果樹栽培のために必要な資
金は、他の資金に比し、かなりの長期
を必要といたしますことから、償還期
限を延長する必要がありますので、果
樹栽培をおもな業務とする農家に果樹
栽培に必要な資金を含めて貸し付けら
れる場合の償還期限を七年とするもの
であります。

以上が、この法律案を提案いたす理
由であります。何とぞ慎重御審議の
上、すみやかに御可決あらんことをお
願いたします次第であります。

次に、昭和三十四年七月及び八月の
水害又は同年八月及び九月の風水害を
受けた農林水産業施設の災害復旧事業
等に関する特別措置法案につきまして、
その提案の理由を御説明申し上げま
す。

本年七月、八月及び九月に発生いた
しました水害及び風水害は、多大の損
害を与えたのであります。農林水産
業施設のこうむりました被害も、また
きわめて大きかったのであります。農
林水産業の施設の災害につきまして
は、従来、政府は、農林水産業施設災
害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関
する法律に基づき助成を中心として、
その復旧の促進をはかってきたところ
であります。すなわち、この暫定措置
法によりまして、国は、農地及び農業
用施設の災害復旧事業につきまして、
それぞれ十分の五、十分の六・五、林
道の災害復旧事業につきまして十分の
五または十分の六・五、共同利用施設
の災害復旧事業につきまして十分の二
の比率による補助をすることができ
ることとされており、さらに、その年に

とりわけ、農林水産業施設は、なほだ
しい被害を受け、このため、農林漁家
は多大の困難に遭遇し、農林水産業の
生産に支障を来たしている実情であり
ます。このような事態に対処いたしま
して、一日も早く被災施設の復旧をは
かり、農林水産業生産の回復を促進す
ることは、焦眉の緊要事でございま
す。

まず、農林水産業施設災害復旧事業費、国庫補助の暫定措置に関する法律の

なお、農地、農業用施設及び林道の補助率の引き上げに関しては、現行の暫定措置法による高率補助の方が十分の九よりも有利になる地域については、現行法を適用することとしております。

最後に、災害関連事業につきまして
は、被害激甚地において、再度災害を
防止するために災害復旧事業と合併し
て行なう必要のある農地用施設または
林道の新設または改良の事業につい
て、三分の二の比率による補助を行な
うことにより、再度災害の防止に万全
を期そうというものであります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに

○南條委員長　次は、自治庁關係で、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律案、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた市町村職員共済組合の組合員に支給する災害見舞金の額の特例に関する法律案、右両案の趣旨説明を求めます。石原国務大臣。

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律

の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地方公共団体のうち政令で定めるものは、次の各号に掲げる場合においては、昭和三十四年度に限り、地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第五条の規定にかかわらず、地方債をもつてその財源とすることができる。

不足を補う場合

（公共土木施設等の小災害に係る
地方債の元利補給）

災害復旧事業のうち、公共土木施設に係るものについては一箇所の工事の費用が都道府県及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の市にあつては十万元以上十五万円未満、その他の市町村にあつては五万元以上十万円未満のもの、

額（被災団体のうち政令で定める特に被害の著しいものがその発行を許可された地方債については、元利償還金の三分の二に相当する額）の地方債元利補給金を当該地方公共団体に交付するものとする。

第三条 第一条に規定する災害を受けた地域で農地その他の農林水産業施設に係る被害の著しいものを包括する市町村のうち政令で定めるもの（以下この条において「被

災害復旧事業のうち一箇所の工事の費用が三万円以上十万円未満のもの、農地の経費に充てるため、農地に係るものにあつては当該経費の百分の五十、その他の農林水産業施

相当する額の地方債元利補給金を当該市町村に交付するものとする。

(地方債の引受)

第四条 前三条の地方債は、国が資金運用部資金又は簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金をもつてその金額を引き受けるものとする。

(起債許可についての協議)

方債が簡易生命保險及郵便年金特

別会計の積立金をもつて引き受け
るものであるときは、あわせて郵
政大臣と協議しなければならな
い。

(政令への委任)

第六条 第一条から第三条までの規
定による地方債の利息の定率及び
償還の方法並びに第二条及び第三
条の規定による地方債元利補給金
の交付の方法その他この法律の施
行に關し必要な事項は、政令で定
める。

附則

この法律は、公布の日から施行す
る。

理由

昭和三十四年七月及び八月の水害
又は同年八月及び九月の風水害を受
けた地方公共団体に対して、財政収
入の不足を補うため又は災害対策の
財源とするための地方債の発行を認
めるとともに、公共土木施設、公立
学校施設及び農地その他の農林水産
業施設の小災害に係る地方債につい
て国が一定率の元利補給をする必要
がある。これが、この法律案を提出
する理由である。

昭和三十四年七月及び八月の水害
又は同年八月及び九月の風水害を
受けた市町村職員共済組合の組合
員に支給する災害見舞金の額の特
例に關する法律案

昭和三十四年七月及び八月の水
害又は同年八月及び九月の風水
害を受けた市町村職員共済組合
の組合員に支給する災害見舞金

の額の特例に關する法律

昭和三十四年七月及び八月の水害
又は同年八月及び九月の風水害（以
下「災害」という。）を受けた政令で定
める地域のうち市町村職員共済組合
の規約で指定するもののうちにある
住居又は家財について災害により損
害を受けた市町村職員共済組合の組
合員に対する市町村職員共済組合法
（昭和二十九年法律第二百四号）第五
十六条の規定の適用については、同
条中「同表に定める月数」とあるの
は、「同表に定める各月数に二月の
範囲内で各月数ごとに規約で定める
月数を加えた月数」と読み替えるも
のとする。

附則

この法律は、公布の日から施行す
る。

理由

昭和三十四年七月及び八月の水害
又は同年八月及び九月の風水害によ
り損害を受けた市町村職員共済組合
の組合員に対して支給する災害見舞
金の額について特例を設ける必要が
ある。これが、この法律案を提出す
る理由である。

○石原国務大臣 ただいま議題となり
ました、昭和三十四年七月及び八月の
水害又は同年八月及び九月の風水害を受
けた地方公共団体の起債の特例等に関す
る法律案の提案理由とその要旨を御説
明申し上げます。

本年度の風水害の被害が甚大なるに
かみ、おおむね昭和二十八年年度の
風水害に準じて、国において特例措置

を講ずる必要があるものでありまして、
その一環としてこの法律は、本年七
月、八月の水害または八月、九月の風
水害を受けた地方公共団体に對し、地
方債発行の特例を認め、さらに公共土
木施設、公立学校施設、農地その他の
農林水産業施設等の小災害復旧事業の
経費に充てるため発行が許可された地
方債について国が一定率の元利補給を
行ない、もつてこれらの地方公共団体
における財政運営の円滑化をはかるう
とするものであります。以上が本法律
案の提案の理由であります。

次に、本法律案の内容の要旨につき
まして御説明申し上げます。

第一は財政収入の不足を補うため、
または災害対策の財源とするための地
方債でありまして、地方財政法第五
条の特例として発行を認めようとする
ものであります。その発行の目的は、地
方税、使用料、手数料その他命令で定
める徴収金の減免による歳入の不足を
補うため、または災害救助対策、伝染
病予防対策、病虫害駆除対策、救農土
木対策その他命令で定める災害対策に
要する経費に充てるためであります。

また、発行のできる地方公共団体
は、災害を受けた地方公共団体のう
ち政令で定めるものとしております
が、政令指定の基準といたしまして
は、昭和二十八年、二十九年、三十年
及び昨年の前例に準じまして、当該地
方公共団体の区域で行なわれる公共土
木施設等の直轄及び補助災害復旧事業
費の合計額が当該団体の標準税収入を
こえる場合か、または災害救助法によ
る救助に要した費用が当該市町村の標
準税収入の百分の一に相当する額をこ
える場合かいずれかに該当する地方

団体とする予定であります。

第二に、公共土木施設及び公立学校
施設の小災害復旧事業費の元利補給で
あります。これは、公共土木施設に
ついては一カ所の工事の費用が都道
府県及び五大市では十万元以上十五
円未満、その他の市町村では五万円以
上十万円未満、公立学校施設について
は、一学校ごとの工事の費用が十万円
をこえる災害復旧事業費に対して発行が
許可された地方債について、国がその
元利償還金の百分の三十八・二に相当
する額、特に被害の著しいところにあ
りましては三分の二に相当する額の元
利補給を行なうとするものであります
す。対象となる団体の指定は政令にゆ
だねられておりますが、通常の指定団
体は、先ほど申し上げました地方税等
の減免補てん及び災害対策費に充てる
ための特例債を起すことのできる団
体指定の場合に準ずる予定であります。

被害の著しいところの指定につきま
しては、公共土木の補助事業について
高率適用となる地域の指定方法を参考
として、これに準じた基準を設ける予
定であります。

第三に、農地等の小災害復旧事業費
の元利補給について申し上げます。こ
れは、農地その他の農林水産業施設の
被害の大きな地域を包括してござい
ます。市町村で政令で指定するものが行なう
これらの施設の災害復旧事業のうち、
一カ所の工事の費用が三万円以上十
円未満のものに対して、農地につきま
してはその経費の百分の五十、その他
の農林水産業施設につきましては百分
の六十五に相当する額の範囲内で、特
に政令で指定する被害の著しい地につ
いては、いずれも百分の九十の範囲内

で発行が許可されました地方債につ
き、国がその償還について元利補給を
行なうとするものであります。

対象市町村の政令指定基準としまし
ては、補助事業と小災害を合わせまし
た農林水産業施設災害復旧事業費が一
定額をこえる市町村とし、被害の著し
いところの指定につきましては、農林
関係の補助事業について高率適用とな
る地域の指定方法を参考として、これに
準じた基準を設ける予定であります。

第四に、この地方債の資金は、資金
運用部資金または簡易生命保険及び郵
便年金特別会計の積立金をもつて充て
るものとし、また、その地方債の利息
の定率及び償還方法は政令で定めるこ
とをいたしております。

以上が、昭和三十四年七月及び八月
の水害又は同年八月及び九月の風水害を受
けた地方公共団体の起債の特例等に関
する法律案の提案理由及びその要旨で
あります。何とぞ慎重御審議の上、す
みやかに御可決あらんことをお願い申
上げます。

次に、ただいま議題となりました、
昭和三十四年七月及び八月の水害又は
同年八月及び九月の風水害を受けた市
町村職員共済組合の組合員に支給する
災害見舞金の額の特例に關する法律案
の提案理由とその要旨を御説明申し上
げます。

現行の市町村職員共済組合法におき
ましては、組合員が水害火災その他の
非常災害によりその住居または家財に
損害を受けたときは、損害の程度に応
じて給料の三月ないし〇・五月の月数
を乗じて得た額を災害見舞金として支
給することとなっているのであります
が、この法律案は、本年度の災害によ

る被害がきわめて広範な地域にわた
り、かつ、激甚であったことにかんが
み、この災害見舞金の額について特例
を設けようとするものであります。

すなわち、昭和三十四年七月及び八
月の水害または同年八月及び九月の風
水害を受けた政令で定める地域のう
ち、組合の規約で指定するもののうち
にある住居または家財について災害に
より損害を受けた市町村職員共済組合
の組合員に対する災害見舞金につい
て、法定の額に給料の二分の範囲内
で規約で定める月数分を加えた額の割
増しをしようとするものであります。

なお、政令で定める地域は、災害救助
法の適用があつた市町村を指定するこ
とといたしてあります。

以上が、この法律案の提案理由及び
その概要であります。何とぞ慎重御審
議の上、すみやかに御可決あらんこと
をお願い申し上げます。

○南條委員長 次に、文部省関係で、
昭和三十四年八月の水害又は同年八月
及び九月の風水害を受けた公立の学校
等の建物等の災害復旧に関する特別措
置法案、及び、昭和三十四年八月及び
九月の風水害を受けた私立学校施設の
災害復旧に関する特別措置法案、右両
案の趣旨説明を求めます。宮澤政務次
官。

昭和三十四年八月の水害又は同年
八月及び九月の風水害を受けた公立
の学校等の建物等の災害復旧に
関する特別措置法案
昭和三十四年八月の水害又は同
年八月及び九月の風水害を受け
た公立の学校等の建物等の災害

復旧に関する特別措置法 (定義)

第一条 この法律において「公立学
校」とは、公立の学校で、学校教育
法(昭和二十二年法律第二十六
号)第一条に規定するものをい
う。

2 この法律において「公立の社会
教育施設」とは、公立の公民館、
図書館及び体育施設(社会教育法
(昭和二十四年法律第二百七号)
第五条第四号に掲げる社会教育に
関する施設である体育館、運動
場、水泳プールその他政令で定め
る施設をいう)をいう。

3 この法律において「災害」と
は、昭和三十四年八月の水害又は
同年八月及び九月の風水害をい
う。

(公立学校の建物等の災害復旧に
対する国の負担)

第二条 国は、災害を受けた地域の
うち政令で定める地域における公
立学校の用に供される建物、建物
以外の工作物、土地及び設備(以
下「建物等」という。)の災害の
復旧に要する経費について、政令
で定めるところにより、その四分
の三を負担する。

(経費の種目)

第三条 前条に規定する経費の種目
は、本工事費、附帯工事費(買収
その他これに準ずる方法により建
物を取得する場合にあつては、買
収費)及び設備費(以下「工事費」
と総称する。)並びに事務費とす
る。

(経費の算定基準)

第四条 前条に規定する工事費は、

当該公立学校の建物等を原形に復
旧する(原形に復旧することが不
可能な場合において当該建物等の
従前の効用を復旧するための施設
をすること及び原形に復旧するこ
とが著しく困難であるか又は不適
当である場合において当該建物等
に代るべき必要な施設をすること
を含む。)ものとして算定するも
のとする。この場合において、設
備費の算定については、政令で定
める基準によるものとする。

2 前項に規定するもののほか、災
害によつて必要を生じた復旧であ
つて、公立学校の建物で鉄筋コン
クリート造又は鉄骨造でなかつた
ものを鉄筋コンクリート造又は鉄
骨造のものに、鉄骨造のものを鉄
筋コンクリート造のものに改良し
て当該建物の従前の効用を復旧す
ることを目的とするものは、この
法律の適用については、公立学校
の建物等を原形に復旧するものと
みなす。

3 前条に規定する事務費は、第一
項の規定により算定した工事費に
政令で定める割合を乗じて算定す
るものとする。

(公立の社会教育施設の建物等の
災害復旧に対する国の補助)

第五条 国は、災害を受けた地域の
うち政令で定める地域における公
立の社会教育施設の建物等の災害
の復旧に要する経費について、政
令で定めるところにより、予算の
範囲内において、その三分の二を
補助することができる。

2 第三条並びに前条第一項及び第
三項の規定は、前項の規定により

補助する場合について準用する。

この場合において、前条第一項中
「公立学校」とあるのは、「公立の
社会教育施設」と読み替へるもの
とする。

(都道府県への事務費の交付)

第六条 国は、政令で定めるところ
により、都道府県が教育委員会が
文部大臣の委任に基いてこの法律
の実施に関する事務を行うために
必要な経費を都道府県に交付す
るものとする。

(他の法律との関係)

第七条 この法律により国がその費
用の一部を負担する公立学校の建
物等の災害の復旧については、公
立学校施設災害復旧費国庫負担法
(昭和二十八年法律第二百四十七
号)による国の費用負担は、行わ
ない。

附 則

この法律は、公布の日から施行す
る。

理 由

昭和三十四年八月の水害又は同年
八月及び九月の風水害を受けた公立
学校等の建物等のすみやかな復旧を
図るため、公立学校の建物等の災害
の復旧に要する経費に対する国の負
担割合の特例等及び公立の社会教育
施設の建物等の災害の復旧に要する
経費に対する国の補助率等を定める
必要がある。これが、この法律案を
提出する理由である。

旧に関する特別措置法案

昭和三十四年八月及び九月の風
水害を受けた私立学校施設の災
害復旧に関する特別措置法

(定義)

第一条 この法律において「私立学
校施設」とは、私立の学校(学校
教育法(昭和二十二年法律第二十
六号)第一条に規定する学校をい
う。以下同じ。)の用に供される建
物、建物以外の工作物、土地及び
設備をいう。

2 この法律において「災害」と
は、昭和三十四年八月及び九月の
風水害をいう。

(国の補助)

第二条 国は災害を受けた地域のう
ち政令で定める地域(以下「被害
地域」という。)における私立学校
施設の災害の復旧に要する経費に
ついて、当該私立の学校の設置者
に対し、政令で定めるところによ
り、予算の範囲内において、その
二分の一を補助することができ
る。

2 私立学校法(昭和二十四年法律
第二百七号)第五十九条第三項
から第六項までの規定は、前項の
規定により補助する場合について
準用する。この場合において、同
条第三項第三号及び第六項中「役
員」とあるのは、学校法人以外の
私立の学校の設置者については、
「職員」と読み替へるものとす
る。

(経費の種目)

第三条 前条第一項に規定する経費
の種目は、本工事費、附帯工事費
(買収その他これに準ずる方法に

より建物を取得する場合にあつては、買収費）及び設備費（以下「工事費」と総称する）並びに事務費とする。

（経費の算定基準）

第四条 前条に規定する工事費は、当該私立学校施設を原形に復旧する（原形に復旧することが不可能な場合において当該施設の従前の効用を復旧するための施設をすること及び原形に復旧することが著しく困難であるか又は不適当である場合において当該施設に代るべき必要な施設をすることを含む。）ものとして算定するものとする。

この場合において、設備費の算定については、政令で定める基準によるものとする。

2 前条に規定する事務費は、前項の規定により算定した工事費に政令で定める割合を乗じて算定するものとする。

（私立学校振興会の業務の特例）

第五条 私立学校振興会は、私立学校振興会法（昭和二十七年法律第十一号）第二十二條第一項及び第二項の規定による業務を行うほか、被害地域における学校法人（私立学校振興会法附則第十一項の規定により民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四條の法人を含むもの）とされる学校法人をいう。）以外の私立学校の設置者に対する災害の復旧に必要な資金の貸付業務を行うことができる。

2 私立学校振興会法第二十五条及び第二十八條の規定は、前項の規定による貸付業務について準用

する。

（都道府県への事務費の交付）

第六条 国は、政令で定めるところにより、都道府県知事が文部大臣の委任に基いてこの法律の実施に関する事務を行うために必要な経費を都道府県に交付するものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

昭和三十四年八月及び九月の風水害を受けた私立学校施設のすみやかな復旧を図るため、その復旧に要する経費に対する国の補助及び私立学校振興会の貸付業務に関し、特別の措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○宮澤政府委員

ただいま議題になりました、昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた公立の学校等の建物等の災害復旧に関する特別措置法案について、提案の理由と内容の概要を御説明いたします。

今年八月の水害または八月及び九月の風水害による公立の教育施設の被害は、ほとんど全都道府県にわたっており、その被害総額も膨大な額となっております。現在、公立学校の災害復旧に對しましては、公立学校施設災害復旧費国庫負担法の定めがあり、一般的にはこの法律の適用により災害復旧の促進がはかられているのでございますが、今回の災害の特色からいたしまして、この法律の適用だけでは早期の復

旧がきわめて困難な状況と考えられます。また、公立の社会教育施設の災害復旧につきましては、公立学校施設の災害復旧に関する一般法の定めもございませぬので、これらの社会教育施設の災害復旧はさらに困難であると考えられるのであります。従いまして、この災害復旧については、国としても格別の措置を講じ、被災施設の早急な復旧をはかりたいと考え次第でございす。これがこの法律案を提出する理由でございます。

次にこの法律案の内容の概略を申し上げます。

第一に、この法律案は、昭和三十四年八月の水害または八月及び九月の風水害による公立の学校または社会教育施設の災害復旧につきましては、政令で特に指定する地域については、それぞれ政令で定めるところにより、公立学校の建物等の災害復旧に要する経費に對する国の負担割合を特に四分の三としたし、公立の社会教育施設の建物等の災害復旧に要する経費に對しては国はその三分の二を補助することができるとしたしております。

第二に、経費の算定方法について、原形復旧を基準としながら、これが不適当な場合等におきましては、改良復旧もできることとしてしております。なお、このほか、用語の定義、経費の種目、都道府県への事務費の交付等、所要の規定を設けております。以上がこの法律案の提案の理由と内容の概要でございます。

次に、同じく議題となりました、昭和三十四年八月及び九月の風水害を受けた私立学校施設の災害復旧に関する特別措置法案につきまして、その提案

の理由と内容の概要を御説明申し上げます。

本年八月及び九月の台風による伊勢湾周辺及びその他の地域における被害は著しく、私立学校施設につきましても多大の損害を生じたのであります。政府といたしましては、そのすみやかな復旧をはかり、学校教育の円滑な実施を確保いたしますために、これらの私立学校施設の災害復旧費につきましても、国庫補助等の特別の措置を講ずる必要があると考えまして、この法律案を提出いたしました次第であります。

次に法律案の内容の概略を申し上げます。

第一は、昭和三十四年八月及び九月の風水害を受けた地域のうち政令で定める地域における私立学校施設の災害復旧に要する経費につきまして、政令で定めるところにより、その二分の一の国庫補助を行なうことができることを規定したことであります。

第二は、災害復旧のための工事費は、原形に復旧するものとして算定することとしたしておりますが、場合によつては、いわゆる代替復旧もこれに含めて算定することができることとしてしております。

第三は、私立学校振興会の業務の特例を設けまして、今回の災害を受けた私立の学校については、学校法人以外の者が設置する学校についても災害復旧に必要な資金の貸付を行なうことができることを規定したことであります。

なお、このほか、用語の定義、経費の種目、都道府県への事務費の交付等について所要の規定を設けております。

以上がこの法律案の提案の理由と内容の概要であります。

以上二法律案につきまして、何とぞ十分御審議の上すみやかに御可決下さるようお願いいたします。

○南條委員長 次は、厚生省関係で、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害に際し災害救助法が適用された地域における国民健康保険事業に対する補助に関する特別措置法案の趣旨説明を求めます。内藤厚生政務次官。

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害に際し災害救助法が適用された地域における国民健康保険事業に対する補助に関する特別措置法案

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害に際し災害救助法が適用された地域における国民健康保険事業に対する補助に関する特別措置法案

国は、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害に際し災害救助法（昭和二十二年法律第十八号）が適用された地域において国民健康保険事業を行う保険者（国民健康保険組合を除く。）に對し、昭和三十四年度に限り、次の各号に規定する額の合計額の十分の八に相当する額から、当該保険者が当該災害により減免した保険料（国民健康保険税を含む。以下同じ。）又は一部負担金の額を基準として当該保険者に交付される国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）

第七十二条の規定による調整交付金の額を控除した額の範囲内で補助金を交付することができる。

一 当該保険者が昭和三十五年二月二十九日までに当該災害により減免の措置をとった昭和三十四年度分の保険料の額が、その額と同日現在における同年度分の保険料についての調査決定済額との合計額の百分の五に相当する額以上である場合における当該保険料の減免額

二 当該保険者が昭和三十四年四月一日から昭和三十五年三月三十一日までの間に行われた療養の給付に係る一部負担金について当該災害により同日までに減免の措置をとった一部負担金の額が、その額と同日までに行われた療養の給付に係る一部負担金の額との合計額の百分の五に相当する額以上である場合における当該一部負担金の減免額

附 則
この法律は、公布の日から施行する。

理 由

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害に際し災害救助法が適用された地域において国民健康保険を行う保険者で、災害により保険料又は一部負担金を減免したものに對し、国が補助金を交付する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○内閣(陸)政府委員 たいいま議題と

第二類第一号 災害地対策特別委員会議録第七号 昭和三十四年十一月九日

なりました、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害に際し災害救助法が適用された地域における国民健康保険事業に対する補助に関する特別措置法案につきまします。その提案の理由を御説明申し上げます。

まず第一に、この法律案は、本年七月及び八月における風水害または本年八月及び九月における風水害に際しまして災害救助法が適用された全地域において国民健康保険事業を行なう保険者を対象としております。

次に、これらの保険者が、被災者に対して保険料または一部負担金の減免をした場合、その額が昭和三十四年度分の保険料または一部負担金の百分の五以上に達したときに補助金を交付しようとするものであります。

第三に、この補助金は、右の減免額の十分の八相当額から、現行制度の特別調整交付金のうち災害による減免額をもとにして保険者に交付される額を差し引いた額を交付しようとするものであります。

以上の措置によりまして、災害を受けた地域の国民健康保険事業を円滑かつ健全に運営しようとするものであります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○南條委員長 次に、伊藤よし子君外十四名提出の、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害により被害を受けた者の援護に関する特別措置法案の趣旨説明を求めます。伊藤よし子君。

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害により被害を受けた者の援護に関する特別措置法案

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害により被害を受けた者の援護に関する特別措置法

(この法律の目的)

第一条 この法律は、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害(以下単に「水害」という。)を受けた政令で指定する地域(以下「被害地域」という。)において水害等により被害を受けた者に対し、必要な援護を行い、その自立更生に資することを目的とする。

(生活資金の貸付)

第二条 市町村は、被害地域において水害等により被害を受けた世帯(事業主に雇用されている者又は日雇労働者が、勤務に服する意思を有するにもかかわらず、水害等により相当の期間労働に服することのできない状態にある場合におけるその者の属する世帯を含む。以下同じ。)の世帯主に対し、政令で定める基準に従い、十万円以内の生活資金を貸し付けることができる。

2 前項の規定による貸付金は無利子とし、その償還期間(据置期間を含む)は十二年以内とし、その据置期間は貸付の日から起算して二年とする。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付金の貸付の手續、貸付金の償還その他貸付金に関する必要な事項は、政令で定める。

(起債)

第三条 市町村が前条第一項の規定による貸付金の貸付を行う場合において、その財源に充てたるため地方債を起したときは、当該地方債は、国が資金運用部資金又は簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金をもつてその金額を引き受けるものとする。

2 前項の場合における利息の定率及び償還方法は、政令で定める。

3 自治庁長官は、第一項の規定による地方債について地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十条の規定による許可をしようとするときは、あらかじめ大蔵大臣と協議しなければならない。

この場合において、当該地方債が簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金をもつて引き受けるものであるときは、あわせて郵政大臣と協議しなければならない。

(利子補給金及び損失補償金)

第四条 国は、政令で定めるところにより、前条第一項の規定による地方債の毎年度分の利子に相当する額の利子補給金及び市町村が第二条第一項の規定による貸付金を貸し付けたことによつて受けた損失の十分の九に相当する額の損失補償金を当該市町村に交付する。

(見舞金の支給)

第五条 国は、政令で定めるところにより、被害地域において水害等により被害を受けた世帯の世帯主に對し、三万円の見舞金を支給する。

(弔慰金の支給)

第六条 国は、被害地域における水害等により死亡した者(被害地域における水害等により死亡したものと推測される者を含む)又は被害地域における水害等に起因して負傷し、若しくは疾病にかかり、この法律の施行の日から起算して一箇月を経過する日までにこれにより死亡した者について、政令で定めるところにより、弔慰金を支給する。

この場合において、その弔慰金の額は、政令で定める基準に従い、死亡した者一人につき一万円から三万円までとする。

(医療費の支給)

第七条 国は、被害地域における水害等に起因して負傷し、又は疾病にかかった者が、当該負傷又は疾病に關し、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合には、厚生省令で定めるところにより、その者に對し、この法律の施行後六箇月の期間内に受けた診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費を支給することができる。

(非課税)

第八条 前三条の規定により支給された見舞金、弔慰金又は医療費については、所得税を課さない。

(厚生大臣の権限の委任)

第九条 この法律の施行に關し、厚生大臣の権限に屬する事務で、政令で定めるものは、都道府県知事が行う。

(政令への委任)

第十条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害により被害を受けた者に対し、必要な援護を行い、その自立更生に資する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、一般会計約百三十五億円、地方債の起債に見合う財政投融資資金約百億円の見込である。

○伊藤（よ）議員 私、日本社会党を代表して、わが党提出の、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害により被害を受けた者の援護に関する特別措置法案に関しまして、提案の理由及び内容のおもな点を御説明申し上げたいと思います。

申し上げるまでもなく、去る九月に東海地方を襲った第十五号台風の被害は、戦後最大のものであり、あらためて台風による災害の常襲地帯であるわが国の実情というものを考えさせられたわけでございます。家、田畑など財産を流され、親兄弟、夫や妻に死なれていまだに生活に立ち上がることができず、日々を辛うじて過ごしている人は、今日なお多きを数えております。政府の出された資料を見ましても、七号、十四号、十五号の三つの台風によって受けた被害状況は、罹災世帯は実に四十万世帯をこえ、家屋の全壊、半壊、流失は十五万棟、床上及び床下浸水に至っては、六十三万棟にも達しておるのでございます。こうした気の毒な人々に対しましては、災害救助法が発動されまして、とりあえずのたき出しとか、被災者が雨露をしのぐ程度のことはなされております。また、各地の同胞からあたたかい救護物資が送られて、被災者の一部には配給されております。しかし、災害救助法の建前を考えると、これはもともと非常災害に対しての応急的な救助が目的でありまして、せいぜい、比較的富裕な自治体におきまして、最低限度に必要ななべ、かまや当座の衣類が支給されている程度でございます。この発動の期間も、十五号台風のように特に被害が甚大でかつ長期的な場合を除きましては、二週間なり三週間程度の短い期間に限られております。現実には災害救助法の適用されておる地域の実情を見ますと、法律に規定する程度のたとえば被服、寝具その他生活必需品の給与とか、医療や生業に必要な資金の給与とか、あるいは災害にかかった住宅の応急処理等は、ほとんど実施されていないようであります。確かに医療救護班で負傷程度の手当はしてもらえますが、水に長い時間浸って風邪を引いたとか肺炎を起こしたとかというこ

と、もう災害救助法による住宅補償をやってもええない、これが実情であります。生業に必要な資金の給与などというものは、ごく一部の例外を除いてはまずないと言ってよろしいのでございます。

このように一、二の例を見て参りますと、災害救助法の運用というものが全くその場しのぎの応急措置にとどまっていることがわかるのでございませう。これは法そのものの建前が応急措置を目的とするものでありますから、やむを得ないと言えどもそれまででございますが、なお行政運用上の問題として大いに不備の存するところでございませう。

私も日本社会党といたしましては、こうした不備を是正するために、別途に災害救助法の改正を検討しているわけでございませうが、ともかく、災害救助法があくまで応急措置を目的とするものであり、被災者の立ち上がりのために何らかの措置をとり得るものでないこと、また現実にもそのように運用されていないことは明白でございませう。しかし、被災者が現実にも求めているのは、痛ましい被災の跡から生活の再建に立ち上がることであり、そのための跳躍台でございます。すなわち、風水害によって破壊された生活の基礎を、とりあえず最低限度、正常に戻すための必要な資金でございませう。災害地におきましては、各種法律の特別措置法が設けられては、特に事業資金の融通については、たとえば被害中小企業に対する資金の融通等に関する特別措置法や、農林漁業者等に対する天災融資法などの法的措置がございませう。また、住宅につきましても特別

ワクによる資金融通が行なわれております。その他、被災に伴う特別措置は数多くあるわけでございませうが、これらの根本である被災者あるいは被災世帯の立ち上がりのための生活資金は何ら考慮されていないのが現状でございませう。

災害救助法がこのような意味で生活の再建を援護する任務にたえ得ないことは、すでに申し述べた通りでございませう。もしかかる事態を放置するならば、被災によって資産を失い、立ち上がる機会を失った人々の中には、ついには生活保護を受けざるを得ない立場に追い込まれる人も多々発生するであろうことは、火を見るよりも明らかでございませう。市町村の窓口では世帯更生資金などの貸付ワクもあるわけでございませうが、現実にはこれら貸付資金の運用状況を見ますと、財源そのものが言うに足りないほど乏しい上に、保証人その他の貸付条件がきびしく、また事務的にめんどろなために、何かと混雑した被災現地におきましてはほとんど用をなしていないのが現状でございませう。

罹災証明書を持って役所に行けば、直ちに必要な資金の貸付なり何なりの措置が迅速にとられる、そういう機動的な行政の体制を、今被災者は切実に望んでいるわけでございませう。従いまして、台風の甚大な被害が一般世論の批判と関心を喚起いたしておりますこの際、被災世帯の立ち上がりのための生活資金貸付、見舞金の支給、死亡者に対する弔慰金の支給、災害時の負傷、疾病の治療費についての国庫補助等を中心とする生活の援護と自立更生のための特別措置がぜひとも必要であるように思うのでございませう。

これが本法律案を提案いたすおもな理由でございませう。

次に内容の大綱を御説明申し上げます。

第一に本法の目的でございませうが、これは右に述べました趣旨に基づきまして、被災者に対し必要な援護を行なう、かつ、新たな生活に再出発できるように、その自立更生に資することを目的とするをはっきり明記いたしました。

第二に、被災者の範囲でございませうが、これは政令で被災地域を指定いたしましたので、その地域で風水害の被害を受けた者としたいたしました。この中には、本人あるいは当該世帯は直接被災しなくても、たとえば勤務先の会社、工場がつぶれて生活の方途を失ったような場合で、しかも失業保険制度の適用を受けていない場合も含むことになりました。

第三に、生活資金といたしましては十万円をこえない範囲で、市町村が被災世帯及び前に述べましたような間接の被災で生活の方途を失った世帯に対し、貸付をすることができるよういたしました。この際の貸付金は、無利子とし、その据置期間を貸付の日から起算して二年といたしまして、償還期間は据置期間を含まして十二年以内としたのでございませう。問題は生活資金の貸付を受ける資格でございませうが、本法案の趣旨といたしましては、被災地の現状にかんがみ、原則として市町村の発行する罹災証明書の有無によって資格を定めることにいたしましたのでございませう。

第四に、この貸付に要する財源は、当該市町村において地方債を起こしま

して、その地方債を国が資金運用部資金または簡易生命保険及び郵便年金特別会計の積立金をもって全額をまかなうこととした。

第五に、国は政令で基準を定め、地方債の毎年度分の利子に相当する額の利子補給金及び貸付金を貸し付けたことにより受けた損失の十分の九に相当する額の損失補償金を当該市町村に交付することとした。

第六に、国は被災地域で風水害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、政令で定める基準に従い、一律に三万円の見舞金を支給することとした。

第七に、国は、風水害によって死亡した者に対し一万円から三万円までの弔慰金を支給することとした。この際、風水害によって負傷した疾病にかかったりして、この法律の施行の日から起算して一カ月を経過する日まで死亡した者についても同様の扱いをすることとした。

第八に、風水害によって負傷したり疾病にかかった者が診療、手当、薬剤の支給を受けた場合は、厚生省令で基準を定め、患者が現に支払った自己負担分を国が肩がわりすることができるようにした。ただし、この医療費支給期間は、本法律施行後六カ月の期間に限定した。

第九に、見舞金、弔慰金及び医療費につきましては、被災者の最低限度の生活保持と自立更正のための費用であり、所得税の課税対象から除外したわけでございます。

最後に、生活保護との関係でございます。

ますが、弔慰金につきましては、生活保護における収入認定から除外し、併給できるような行政措置を講ずべきでございます。見舞金につきましても、第一条の目的にいう被災者の自立更生に資するための最低限度の費用でございます。以上で本法律案の大綱の説明を終わりますが、最後に一言だけ申し上げたいことがございます。それは、たといかなるよい法律ができました、その法律を運用する行政機関と行政担当者、ほんとうに被災者の身になって考えるあたらない心と、それに伴う予算の裏づけがない限り、せっかくの法律上の条文が空文に終わることがあるというところでございます。現に、私が先ほど例をあげて申し上げましたように、災害救助法が発動されました、救助の実態を見ますと、法律で明記されている水準からなおほど遠いのでございます。また、生活の援護に関係の深い生活保護法の運用を見ても、災害など急迫時の適用条件緩和を規定する第四条三項は、現実の運用の面ではいかようにも幅広く解釈できるのでありまして、この法律の効果がいかんにかかって中央から地方にわたる行政担当者の意思と心にあるのでござい

ます。本法律案の提案にあたりまして、特にこの点を御指摘申し上げ、行政府のあたにかきつけたいと思っております。何とぞ、十分なる御審議の上、すみやかに御可決下さるようお願い申し上げます。

○南條委員長 午前の会議はこの程度とし、暫時休憩いたします。
午前十一時三十六分休憩
午後二時五十八分開議
○南條委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
内閣提出の、昭和三十四年九月の暴風雨により損害を受けた農地の除塩事業の助成に関する特別措置法案外二十二件、及び伊藤よし子君外十四名提出の、昭和三十四年七月及び八月の洪水又は同年八月及び九月の風水害により被害を受けた者の援護に関する特別措置法案を一括議題とし、質疑を行います。質疑の通告がありますので、順次これを許します。

江崎真澄君。
○江崎委員 当委員会におきましては、一昨日の委員会において、現在まだ水没している地帯、そこには八万人の住民が非常に深刻な不安にさらされております。そこで、一時も早く、それこそ不可能を可能として、何が何でも締め切りを完遂してもらわなければならないというところで、満場一致の決議いたしましたのであります。国会の決議というものは、当然政府においては最高の取り扱いをしてもらえるはずであります。あの決議が満場一致で通過いたしました以来、どういう処置をおとりいただきたのか、まずこの点を承りたいと思っております。

○村上国務大臣 一昨日の当委員会における満場一致の御決議に對しましては、直ちにその御決議の趣旨を現地の責任者に伝えまして、その趣旨にの

とって、あくまでも、たとい一日でも二日でも何日でも、いかなる方法をしめても、これが排水あるいは固定個所の締め切り工事に對して十分促進をはかるようにという厳命をいたしましたのであります。従いまして、現地から本朝参りました報告によりますと、相当私どもの趣旨が徹底し、御要望に沿ったような手配がなされているようであり

○江崎委員 現地からの連絡及び新聞等の報道によりますと、いわゆる海部郡の北部の締め切り——これは南部でございませぬから間違いないだまきまきまのように願いたいのですが、海部郡の北部の旧街道を締め切る、いわゆる第三区というところが、現在最後の締め切り箇所として残されておるわけ

です。これは、愛知県庁が任務の分担上受け持つておるわけでありまして、そこでどうしても、これはきつと建設大臣からの強い御命令があったからでありまして、十日には何が何でも締め切るのだというので、この愛知県担当の工区に自衛隊が全面的に協力をする。そして九万袋の土のうを現地に用意して、九日から十日にかけての引き潮を待って一斉にこれを締め切るのだというので、中部日本災害対策本部の計画のようでありまして、協力をしておいていただく実情はよくわかるのであります。これは当初から建設大臣御言明の通り、十日といえは明日です

ね、ほんとうに明日必ずいけるのかどうか。いわゆる不可能を可能にするという決議案の言葉は非常に無理があるようにありますが、十日と言った以上は、実はあれが工合が悪かったとて十一日になった、十二日になったとい

うことは絶対にないように、そういうだめ押しの意味が、この問題であります。この点いかがでございますか。

○村上国務大臣 海部北部地区のただいま御指摘の箇所は、大体七十メートルばかり残っておりますのであります。これに對しましては、ただいまの御意見の通り、九万袋の土のうあるいは石俵をもって、これが締め切りは、明日の干潮時を利用いたしまして、どんな犠牲を払ってでも必ず締め切るとい

ことで、一昨日の御決議の趣旨に沿って必ずやるのだということで、現地は張り切っておりますので、これは明日のことでありまして、必ず十日の干潮時にはこの締め切りを完了するもの、かようにお考えいただいてけっこうだと思

います。
○江崎委員 建設大臣から、明日には必ずやるという非常に力強い言明をいただきました。私も満足いたしました。ただ、なお締め切りが明日完了したとしても、あと排水の問題があるわけでございます。そこで、私は一昨日の決議案の趣旨説明のときにこの点に触れたわけでありまして、ちようど海部郡の北部と同じような地帯にありました名古屋市の南陽町の締め切りが行なわれましたときに——これは先月の二十八日に締め切られた。普通ならば、従来の建設省の言明の通りならば、その翌日からポンプ排水が始まりまして、大体七日ないし八日間

で排水が完了できるのだ、こういう言明であったのであります。南陽町の場合には、二十八日から直ちに排水にかかることができなかった。それは締め切りはなるほどしたけれども、この

仮締め切りが非常に脆弱であるために、一帯に排水をしますと、その水圧によって、また振動によって、くずれおそれがある。堤防強化には、十一月の四日まで実はなかったものであります。そうしてようやくこの排水ができ、段階に至ったとわれわれは承知をいたしております。同じことが、この北部のことでも言えるのではないかと、そうであるから、私は、土曜日の日に、そういうことがあってはならぬということ、南陽町の例を引いて特にこの決議案の趣旨説明につけ加えたわけであります。この排水の見込み、また排水の段取り等につきましては、どういう見通しでありますか、あわせてお答え願いたいと思います。

○村上国務大臣 ただいまの江崎委員の御意見の通り、これはまことに遺憾なことではあります。けれども仮締め切り工事は、御承知のように、サンド・ポンプ等によってその土砂をただ吹き上げていくだけでありますので、ある箇所ではどうしても満潮時に一方が押されて、水圧によっての漏水がある、あるいはまたその逆に、干潮時には一方の漏水しているものが押して堤防が再び漏水のおそれがあるというところは、これはどうも仮締め切りの現状では、いかなる仮締め切りでありまして、やむを得ないことであります。しかし、これを並行して、すでに明日最後の箇所を締め切りますが、その締め切り前からすでにポンプ船で、すでに完了した締め切り部分の補強は続けているのであります。従ってこの新しく締め切りを終わった最後の箇所も、これと並行してその補強工事を行なうのであります。ただいま私

もの手もとで十分検討したところによりますと、その締め切りの延長が非常に長いために、あるいは五、六日ぐらにはこの補強にかからなければ、直ちに全能力をあげて排水をした場合には、御指摘のようなおそれがあるのではないかと、こういうことで、四、五日ぐらには補強にかかる予定にいたしております。しかし、この地区に集めておられるサンド・ポンプ等の能力から申しますれば、たとえ何日でもこれを短縮して、しかる後に安心して全能力をあげて排水をするような段階になろうかと思ひます。非常に湛水面積等も広いのであります。この排水があと何日で終わるかということにつきましては、事態の推移によって、この最後の排水の完了する日の一日も早からんことを私どもは念願しつつ、今研究いたしておる次第であります。

○江崎委員 いろいろ御説明がございましたが、村上大臣、実は最初の緊急質問のときに、これは十日に締め切る、そうして、あと七日間程度で排水は完了するのだ、こうお答えになり、それが速記録にもとめられ、また、それぞれ新聞にもそのように発表されておるわけです。そこで、現地は当然大臣の言明だから、十日に締め切られて、一週間排水が完了するとすれば、十七日には、それこそ畑やたんぼ——あの辺はたんぼばかりで、畑のほとんどないところではあります。その土が見えるのではないかと、こういうことで、一日千秋の期待を寄せておるわけでございます。ところが、今だんだんの御答弁のように、かりに、この堤防を強化して排水ポンプをかける段階になるということになりますと、そ

れを四、五日とおっしゃる。十日から五日とすれば十五日であります。それからようやく排水にかかれるわけですね。それで、排水にかかると、あと七日間ということになると、十日に締め切りはしても、実は二十二日にならなければ完全排水は行なわれないということになるわけでありまして、「二カ月だ」と呼ぶ者あり。これは、私は、ゆゆしい一大事だと思ふ。今声がありまして、災害の九月の二十六日から二カ月になんとなんとする。これが海部の南部じゃなくて、北部の旧街道の部分です。北部については、ここに中部日本新聞——これは名古屋地方での非常に権威のある大新聞でございますが、これには「ポンプ船到着せず難航」「弥富町西末の海岸堤防」「津島」あるわけなんです。その下には「津島まだ泥水の中」「海から二十キロもあ

るのに、この嘆息を発したような見出しで、これは堂々と大見出しで出ておるわけなんです。これが毎日々々続くといいことは、何のために国会で決議をしたのか、一体何のために強い意思表示をわれわれがしたのか、わからなくなってしまうわけでございます。そこで、大臣の十分誠意のほどはわかるのであります。が、一つの締め切りが終わると、すぐ排水という段階にならぬという、堤防を強化しなければならぬという、これは今まで中部日本災害対策本部でも発表がなかったところなんです。補強が要るくらいなら、やはりそのときに船を入れておいて、あらかじめ堤防を強化して、並行してこれを行なうべきだったというところを思うわけです。これは、私は、人力によつてある程度解決することができ

と思うのです。今十日に締め切ったものが、一週間排水が終わって、十七日に完全排水ができるということにならぬとするならば、この四日とか五日とかいう間に何か自衛隊を投入するなり、自衛隊の新手をこれに入れることによつて、補強を、五日かかるものならば半分の二日半でやつのけるのか、一日半でやつのけるのか、そういった対策が立つものだと思います。もう潮どめはできて、完全締め切りができておるのですから、これを強化するということの仕事は、私は、人力の及ぶ範囲内だと思ひます。この点どうでございましょう。

○村上国務大臣 一応締め切りを終わりました。仮締め切りというものの性格から申しまして、直ちにそこへその水を排水してしまつた場合に、破堤はいたしませんでも、漏水等のおそれがありますので、この点について、やはりわれわれも、江崎委員御指摘のように、これは少なな危険を冒してでも、一刻でも早く排水をやりたいというところは同じ気持であります。しかし、この堤防がある程度強固にした上でやらない場合には、かえつて災害の復旧がおくれるのじゃないかというように思つておりますので、この点については、一つ専門的に、県も建設省もあけて、とにかく一刻も早くという決意をもつて、しかも、完全にやりたいということでありまして、御了承願ひたいと思ひます。

○江崎委員 よく御趣旨の存するところはわかりますが、ちょうど一昨日の決議と同時に、愛知県工事担当部に、直ちに自衛隊を協力させていたかどうかというのを七日に御指令をしてもらつて、だんだん具体的になっておるわけなんです。だから、この堤防強化の件につきましても、きょう、建設大臣との間のこのやりとりを中心にして、直ちに一つ五日間のものなら半分でいけるように、また、ちよつとでも短縮できると思います。私が今要望しておるのは、その点でございまして。

○村上国務大臣 江崎委員の御意見は、当委員会のほとんど全員の方々の御意見であると思ひますし、また、私も、一応の締め切り作業を終わらしたといたしまして、なお、その強化の面に自衛隊を投入して、そうして十分その成果を上げ得られるというやうなことであります。これは自衛隊を幾らでも私どもは御加勢願ひたいと思ひます。従いまして、直ちに現地と相ばかりしまして、万全の措置を講じて参りたいと思つております。

○江崎委員 わかりました。非常に一生懸命な、誠意のある言葉をいただいたわけですが、ぜひ、これは実行に移してもらいたいと思ひます。

それから、今の二十キロ奥に津島市というところがあります。これは、津島の市長が先般この委員会に来て切々の訴えをいたしましたときにも申したのであります。が、奥地であればあるほど、潮の干満にかかわらず水があまり動かない。そこで、一大汚物の海になつておるわけなんです。そこで、これは人口五万に近い都市でありまして、これのすぐ隣に日光川という、今度幸い破堤をしなかつた大河川がございまして、これは、仮締め切りができたからというので、上流部でだんだん排水にかか

でもらうとしますならば、せめて水だけでも受けるわけなんです。これは今の堤防を強化して、そして完全排水ができるまでには、まだ今の予定——これはいまだいからの指令によって縮まるでありましようが、やっぱり二週間程度が予定されるということであるならば、いわゆる衛生の面からいって、また、仮締め切りはとにかくできておるのですから、二十キロ奥の津島市の排水はこの日光川にやっていただくと、こういうことが、水も受けるし、また、津島市の水も浅くなるということが考えられるわけでございます。しかも、これは特殊な郡会地でありまして、この辺について、やっぱり技術的に慎重に、大至急今からでも検討をいたしたい、実行に移していただきたいと思っておりますが、この点どうですか。もし何なら河川局長でも……。

○山本政府委員 締め切りが終わりまして、補強の途中におきまして、部分的に、あるいは全般的に排水をかけたとしても、堤防の安全の限りにおいてはできるわけでございますから、そういう処置をとりたいと思っております。

○江崎委員 それでは、大蔵大臣も来られたようでありまして、一昨日の決議案に基づく私の緊急質問はこの程度で終わりますが、なお、建設大臣に申し上げます。これは、今建設大臣からのお話がありましたが、決議をしたわけでありまして、その後、この水没地帯がどう推移しておるか、こういうことにつきましては、建設大臣または建設省政務次官等から、日々当委員会において報告をちょうだいしたいと思っておりますので、この点、お願いいたしておきます。

○村上周務大臣 それでは、海部北部の点につきましては、ただいま江崎委員にお答えしたことで御了承いただきたく思います。海部南部につきましては、あるいはその他の地区につきまして、今朝の大体の予定と完了見込み等について御報告申し上げておきたいと思っております。

海部南部は、ただいまのところ、五カ所被堤箇所がまだそのまま作業中でありまして、この延長が千四百八十九メートルありますが、今日まで完了いたしましたものは千二百三十三メートル、これはプラスメートルの高さまで完成いたしております。残りが二百五十六メートルあります。しかし、この二百五十六メートルに対しては、サンダー・ポンプ船が九隻も参りまして、目下自衛隊と業者とが全部集結いたしまして作業に当たっております。でございますから、実は先般来お話しいたしましたように、月末までには締め切りを完了するというのを私言明いたしました。たとい一日でも二日でも早くこの地区も締め切りを完了したい。大体私どもの考え方が、何日か……（いつですか、その日にちをはっきり言つて下さい）と呼ぶ者あり。日にちははっきりできませんが、その末日よりも、たとい二日でも三日でも繰り上げてこの締め切り完了ができる、かように御了承願いたいと思っております。

それから木曾岬につきましては、御承知のように、一カ所被堤箇所が残っておりまして、これはもう十日には完了をする見込みでありますから、木曾岬地区は大体明日じゅうには締め切りが全部完了すると思っております。それから長島南部につきましては、大体、ただ

いまのところ二カ所ばかり被堤箇所がありますが、これもポンプ船が五隻で作業をいたしておりますので、先般十一月末日と申しましたが、これはそれよりも少しは早くなる見込みであります。なお、桑名地区の先般再度被堤いたしましたところは、大体その第一線堤防ができ上がったので、これは第一線堤防の排水と、その第二線堤防の破壊したところを合わせて、これは河口の方へ排水作業を、この方は果の耕地課でやることになっておりますので、この点もまず見込みが立った次第であります。ともかく大体しわ寄せになりましたが、ほとんど明日を過ぎますと、海部南部と長島南部というものが、私どもの今後の二つの作戦として残るだけになっておりますので、何とぞ御了承のほどをお願い申し上げます。

○南條委員長 今大蔵大臣が見えまして、角屋堅次郎君。

○角屋委員 私は、特に大蔵大臣の御出席をいただきまして、被害激基地の指定の基準の問題について伺いをいたしたいと思っております。

すでに、この問題につきましては、本災害地対策特別委員会の総括質問におきまして、与野党を通じて論議になった焦点の最も大きな問題であったことは、御承知の通りでございます。その際、大蔵大臣は、すみやかな機会に被害激基地の基準を委員会にお示しをしたい、こういうことであつたのでございまして、すでに本日までに、政府の特別措置法等については、それぞれ大半提案をされまして、いよいよこれから本格的な審議に入らうとする段階に相なつて参りました。われわれ社

会党といたしましては、災害の性格がらいたしまして、あるいはまた、今次、台風六、七号以来台風十五号にかけての本年度災害のきわめて甚大な被害と、これが災害復旧の緊急対策の樹立の観点からいたしまして、われわれは政府から出して参りました特別立法あるいは補正予算の問題に対して、わが党としての必要な特別立法、あるいは予算組みかえ等をお示しをしながら、さらに災害対策の前進をはかりたい、こういう熱意に基づいて、積極的にこの特別委員会の審議には協力する方針でございます。

しかしながら、法案の審議を進めるにあたりましては、やはり法案は特例法が大半でございますから、当然政令で指定する地域という問題が、あらゆる法案に共通して出て参ることは御承知の通りでございます。従いまして、一体、そういう政令で指定する地域の中に、県、市町村というものが具体的にどういふふうにはまつていくのであろうか、これは当然大きな問題でございます。ことに、世上新聞で伝えられるように、台風十五号できわめて大きな被害を受けた愛知あるいは三重、岐阜等のうちで、愛知、岐阜等が県の被害激基地の指定を受けるのであるとか、受けられないのであるとかいうようなことが伝えられておるとも、御承知の通りでございます。私も、総括質問の中で、与野党を通じての各委員が指摘したように、災害の惨状そのまゝを映した形において、被害激基地として認識をし、そうしてその実態の上に立つての適正なる被害激基地の基準を作る、これは論議を越えた常識の問題であらうということを、みな申

し上げたわけでありまして、ところが、私も伝えられるところによりまして、すでに特例法等の問題につきましては、昭和二十八年年度においても特別委員会が設置されまして、当時は、特別委員会の与野党を通じての各委員の非常な御努力によりまして、ほとんど議員立法をもってこれらの案が成立した経過がございます。その際に、被害激基地の指定につきましては、特別委員会との共同、満場一致の決議をもちまして政令の基準をきめた、こういう経緯にも伺つておるわけでございます。また、本特別委員会におきましても、これはわれわれ社会党のみならず、与野党の皆様も、この被害激基地の指定基準について適正なる案が政府から示されなければ、われわれの国会の權威において、十分実情に見合った被害激基地の基準を作つて、その後において、補正予算あるいは特別立法等について、補正あるいは特別立法等について、それを述べておるわけでございます。そういういろいろな観点からいたしまして、私も、この際、今度の本年度の災害が、昭和二十八年年度の災害をはるかに上回る大災害であるという実情からいたしまして、被害激基地の指定基準におきまして、昭和二十八年年度の政令指定の基準を上回りこそすれ、下回る基準というものは絶対に作つては行かない、こういう方針に立つておるわけでございます。

そこで、われわれ社会党といたしましては、こういう観点から、都道府県の被害激基地の指定基準、あるいは市町村の被害激基地の指定基準ないしはそういう市町村の指定の場合において、町村合併によつて非常に範囲が広

範になった場合に、その市町村の区域内の局地的な非常に激甚な地域がある場合においては、旧市町村単位において指定をするということも配慮しながら、被害激甚地の指定基準というものを一応まとめたわけでございます。この考え方は、被害激甚地の指定にあたって、少なくとも昭和二十八年年度を上回るという前提に立ちながら、しかも、今次台風十五号等の被害の実相から申しますと、単に公共土木あるいは農地、農業用施設、あるいは文教施設、その他公共的な性格の施設の災害のみにとどまらず、実に民間災害がきわめて膨大な量に上つておる。しからば、この民間災害の被害の実態というものをもとに被害激甚地の中に反映させるか、これはなかなかむずかしい問題でございまして、種々論議をいたしたのでございましてけれども、最終的には、この反映の一つの案として、災害救助法というものを、この際、被害激甚地の指定に、一つの大きな要素として取り上げべきじゃないか、こういう観点に相なったわけでございます。従いまして、こういう観点から、大蔵大臣のお手元にも上げましたように、都道府県の指定の場合におきましては、まず第一に、被害額、これは昭和二十八年年度の災害の際の政令による被害額、すなわち公共土木、農地、農業用施設、文教施設等の被害額のみならず、各種を含む、この被害額が当該府県の標準税収を上回る府県、または災害救助法を八割市町村に発動した府県、こういうものを都道府県の災害激甚地の指定基準とするのが適切ではないかろうか。同様の趣旨に基づきまして、市町村の指定の場合におきまして

も、市町村の負担にかかる被害額に府県の負担にかかる市町村内の被害額の合計額が、当該市町村の標準税収に当該市町村の府県税の合計額を上回る市町村（被害額の計算は都道府県の場合と同じ）。さらに、もう一つの要素として、県と同様に、市町村の災害救助法第二十三条に基づく災害救助費のうち府県の支弁した金額が、当該市町村の標準税収の百分の一をこえるもの。この二つの要素のいずれかに該当するものをもって、市町村の指定基準とするのが適切であろう。また、先ほども申し上げましたような趣旨に基づきまして、市町村合併に伴いまして広範な地域になった一地域、一局部が、非常に激甚な被害を受けておる、こういうものの災害対策の万全を期するためには、旧市町村別の指定をもってこれを救済をしていく、こういう三本建のものが党の被害激甚地指定の基準をきめたわけでございまして。

そこで私どもは、本日の特別委員会法案の審議に入るに先立ちまして、私どもの党の立場から、これを与党の皆様に十分検討してもらい、そして最終的には、与野党の満場一致の決議をもって、政府がきめるであろう被害激甚地の基準案についての最も有力なる、最終的な基準にいたしてもらいたい、こういうことから、本日の理事会等におきまして、三派の共同決議になることをいろいろ要請したわけでございまして、承りますと、今夜にもそういうことについての最終的な結論を得べき段階にある、こういう事情等も勘案をいたしまして、まず、私どもの見解を明らかにしながら、政府の善処を要望するという理事会の取りまとめに相

なつたわけでございます。

そこで、大蔵大臣に承りたいわけでございまして、この基準に基づきまして、本年度災害の実態に最も合うという基準に基づいて、都道府県の被害激甚地、市町村の被害激甚地、ないしは局地的な地域の救済のために、旧市町村別の被害激甚地の指定をやるべきであると考えますが、これに対する大蔵大臣の見解を承りたいと思ひます。

○佐藤国務大臣 災害地対策特別委員会におきまして、すでに提案されました法律案を審議されるにあたりまして、被害激甚地の指定、その基本的方針がないために審議に非常に支障を来しておる、かように実は伺つて、私も非常に心配いたしました。私どもも非常に心配いたしました。私どもで予算委員会やこの災害地対策特別委員会等におきまして、今まで私どもの考え方の一部を披露いたしましたように、被害激甚地、この指定こそは、今回の災害対策上最も重要な点であると思ひます。従いまして、国会におられます皆様方も多大の注意をもちてこの成り行きを注視しておられると思ひます。ことに、災害地の自治体、あるいはまた住民一般の方々、この扱い方いかんということにたいにま全部の注意が集まつておる、かように私も考えております。従いまして、政府といたしまして、被害激甚地の復旧対策に万遺憾なきような措置をとりたい、こういう意味で、この被害激甚地の指定にあたりましては、この対策に遺憾なきを期するという観点から、十分慎重な検討を加えておる次第であります。その意味におきまして、

ひとり政府ばかりではございません、与党におきましても、この点について非常な関心事があるのであります。御承知だと思ひますが、私どもの党におきましては、政府は政府としての考えを持ちますけれども、ただいま与党と十分意見の交換をいたしまして、そして、最終的な結論を得るというのが、今日までのこの種の重要な問題の取り扱い方でございまして。いわゆる政府が、与党の意向を無視して政府だけの意見をきめる、こういうような処置はいたさないのであります。また、この与党と政府との間の意見の調整、あるいは交換も十分できておりません。この点をできるだけ急いでいたしまして、しかる上で国会の御審議を願う、かような心づもりで実はいるのでございまして。この点は、今日までの災害地対策特別委員会におきましても、予算委員会におきましても、私が再三繰り返して申し上げた点であります。また、この点が国会の御審議をいただくまでに議論が熱しておらないということ、この点はまことに私ども遺憾に思つております。この点も、すでに御披露いたしました通りでございます。今日かような段階でございまして、ただいま具体的には、社会党の皆様方の御意見としての問題を御説明がございました。これについての批判を、特に請われた次第でございまして。私は、ただいま申し上げますように、政府自身、与党ともまだ十分相談をいたしておらないこの段階におきまして、社会党のこの御意見について私が批判をするというこ

とはいがかかと思ひますので、むしろ差し控える方が当然ではないかと思ひます。

○角屋委員 私は、今度の国会に政府が補正予算を提案する、あるいは各般の特別立法を提案するにあたっては、当然政府の責任において、政令の内容というもののについては、あらかじめ大蔵省としても、あるいは政府全体としても、基準がなければ、自信のある補正予算を提案したということに相ならないのじゃないかというふうなことを考へるわけでございまして。すでに補正予算の審議が始まり、また、本特別委員会においても特別立法等の審議に入らなければならぬという段階において、なおかつ、被害激甚地の指定については、政府としても与党と十分相談をしていられるというのはいかがと思ひるのでございまして。台風十五号の例をもつてしても、九月二十六日に台風が発生しておるのでございまして、本特別委員会の設置までも相当期間があり、また、予算査定等においても、やはり政府としては、一応の基準に基づいて政令を頭に描きながら査定をしたものと考えます。伝えられるところによりまして、と、そういう観点からして、あるいは公共土木の被害額の二倍の標準税収以上でなければ、県の場合においても被害激甚地の指定を受けられないとか、市町村の場合においてもそれに準ずるというふうなことがいわれておる。あるいはまた、農地、農業用施設等におけるところの被害激甚地の指定にあつても、昭和二十八年年度の一戸当たりの被害額の平均三万円以上というところが、大蔵省査定の場合において、六万円以上というところに相なつたというふうなことも伝えられておる。こういうふうな、いろいろなことが伝えられ、さらに、市町村の指定において

は、分離方式でなく、混合方式を採用するということも伝えられておる。冒頭に申し上げたように、本特別委員会に提案をされておりますところの特別諸立法は、すべて政令に關係する問題が多いのでございますから、やはり今明日中に決定されるであろう政府の原案においては、与野党とも、特別委員会に出されたならば、満場一致でもって承認のできる自信のある腹案を私どもは期待をいたしたのでございます。その場合に、二十八年災を上回る前提ということに描きながら、しかも公共的な被害のみにとどまらず、今次災害の民間に与えた莫大な被害量からして、いかにして民間災害というものを、災害復旧にあつたての高率補助の適用にあつたて、被害激甚地の指定の中に織り込むか、こういうことについても、自信のある検討をされて、一日も早く政府としての被害激甚地の指定に進まなければ、私どもとしては、円滑なる特別委員会におけるところの審議を続けるわけにいかない、こう思うわけでございます。この点について、再び大蔵大臣から所信を伺いたいと思ひます。

○佐藤國務大臣 今回の災害復旧に對しまして、補正予算を組み、同時にまた、各種特別立法を御審議いただくべく提案いたしております。従いまして、この特別立法とまたこの補正予算額、その間に十分関連をとつて私ども提案をいたしたのでございます。そこで今回のこの補正予算を編成いたしました際、まだ今日も幾分かそういう点が残っておりますが、災害の実情をつまびらかにすることはできない。だが、過去のいろいろの災害等から見ま

して、いわゆる全災害額のうち、まず六割程度について特別立法を適用するということ工夫するのが、相当余裕のある考え方ではないだろうか。在来の例に増して予算を計上するといえれば、そういう点ではないか、かように考えまして、総額の被害額に對しまして、そのうちの六割見当が特別立法の特例を受ける、こういう意味で実は予算を計上いたしております。しかし、その点につきましては、ただいまも説明いたしましたように、あるいは実地そのものについての調査が十分できておらない点がある。あるいは予算を計上いたしました後において、次々に報告を受けておるもの等もございまして、それらのものは、予備費あるいはさらに債務負担行為等でまかない得るだろう、実はこういう予算が組んである状態で、この特例法を適用いたします場合に、この特例法の適用の率等から見まして、まずこれならば激甚地の災害復旧には一応事欠かないだろうというのが、実は私どもの考え方でございます。

そこで、よく引き合いに出されます二十八年災害との関連でございまして、二十八年の災害につきましましては、私自身も与党の幹事長をいたしてございまして、当時の関係者の一人でございます。また、建設大臣自身は、当時の特別対策の委員長だ、かように思ひますが、その当時の実情と今日の実情では、相当私どもが區別して考えなければならぬ点があるものであります。と申しますのは、同じように災害と、かように申しておられますが、この特例法によりまして特別補助を必要とする場合に、いわゆる公共土木の場合に

は、これは地方団体、これが補助を受ける主体でございまして、また農地、農業施設ということに相なります。なれば、これは農民そのものでございまして、この二つの性格の相違を考へてみ、また、地方団体等の財政状態が、二十八年災当時の財政状態と三十四年災の当時の財政状態、これが同一であるかどうか、これらの点も勘案しなければならぬ。これらの負担箇所、補助を受ける団体の状態、これ等を勘案いたしまして、二十八年災とは別な扱い方をしようというのが本筋ではないだろうか、これが一つのポイントであります。また、今提案されております災害救助法適用区域云々という御意見がございまして、災害救助法は、御承知のように、地方長官、知事自身がこれを発動いたしております。従いまして、各県によりまして、これは必ずしも一様とはいへぬ。また災害救助法そのものの目的とするものは、公共土木そのものとは直接關係のないものでございまして、その意味において、災害救助法の発動云々を取り上げ

ることは――復旧工事、公共土木、あるいは農地、あるいは農業用施設等の国庫補助の場合に考へる、その基準に取り入れることは、大体筋が違ひはしないか、こういう点が実はあるわけでございます。私ども、県あるいは市町村等について、その財政状態をも勘案し、また同時に、二十八年災以後、一つの考え方として取り上げておりますのは、いわゆる相当長い法律の名前であつたと思ひますが、公共土木災害復旧等に関する国庫負担法という法律がございまして、これは二十八年災の後におきまして、国会の審議にあ

ずかりまして、まず基本的な問題として取り上げておる。今回の異常災害の場合に、これとの關係をどの程度調整し得るか。この負担法を全然無視しなや、最初からの特別立法は可能なりやいなや、こういう点は、大事な国民の血税を預かつておる政府といたしまして、十分検討に値することだ、かように実は考へております。

また、最後に言っておられます旧市町村云々の問題ですが、農地等におきましては、これは新市町村であろうが、あるいは旧市町村であろうが、その辺は農民の負担という立場から考へまして、あまりこだわらない考へ方でございます。ものの考え方といたしまして、今回私どもが取り上げて参りますそのポイントは、予算においては被害総額のまず六割、これを特例法施行区域として一応考へる。そしていわゆる被害激甚地はこれでもまかない得るといふ大まかな見通しのもとに、予算案を編成いたしております。そうしてこの六割に對しては、特例法の補助率ならば、これはまかない得るといふ考へ方でありまして、この激甚地を指定するといふ場合に、私どもがまず考へなければならぬことは、先ほど御披露いたしました国庫負担法、この負担法と今回の異常災害とをいかに結びつけて考へてみるか。また公共土木と農民の直接負担である農地、農業用施設の扱い方、これはやはり別個の基準で考へべきではないか。これらの点は、二十八年災とは別個に工夫すべき状態ではないかというものが、大まかな考へ方でございます。その詳細等につきましては、先ほど申し上げましたように、政府自身が、政府だけで考へて参るわけ

ではございませぬ。与党とも十分連係をとりまして、しかる上で最終的な案を作りたい。いかに理論がうまくでき参りまして、被害地の皆様方が当然激甚地である、かように考へたにかかわらず、それがはずれた、こういうような事態がございまして、十分納得がいかないうようなことがありましては、せつかくの私どもの基準も、絵にかいたもちということになります。そういう意味では、私ども、激甚地の指定については、非常に慎重に扱つておるといふのが実情でございます。

○角屋委員 予算委員会からの大蔵大臣の出席要請等もありますので十分考へてのことでありまして、私はこれで終わりたいと思ひますが、今までの大蔵大臣の御答弁を聞いておりますと、いかに大蔵大臣の頭がかたいかというのをしみじみ知らされるのでございまして。ここに建設大臣、農林大臣等、頼みの綱の両大臣もおられますけれども、私どもは、単にこれは野党だから、与党だからという意味ではなく、被災地の実態の上に立つて、どこに被害激甚地をきめるべきかという基準は、党派を越えた問題であらうと思ひます。私は、今までの大蔵大臣の答弁を聞いておまして、頭のかたいことについては再認識をいたしました。これはそういう考へ方で強行されますと、特別委員会であつた原案はひっくり返されることになるということを覚悟されまして、最後に述べられました、災害地の実態に合わないことを避けて、十分慎重にやりたいという、その最後の気持を生かして善処をしていただきたいと考へるわけでございまして。そうして同時に、いやしくも本委

員会でいろいろ審議を始めるにあたって、円滑に審議するためにも、少なくとも明日には提案できるように最善の努力をされることを要望いたしました。私の質問を終わります。

○小島委員 関連して。ただいまの大蔵大臣の答弁を聞いておりますと、農地及び農業施設については、旧町村単位というのを考えられぬこともないけれども、というお言葉がございましたが、その言葉を逆に解釈すると、公共事業関係においては、旧町村にしないんだということを考えられるが、いかがでございますか。

○村上国務大臣 私はそのようなことにはないと思います。

○南條委員長 岡本茂君。

○岡本(茂)委員 私は、災害対策の基本問題及び砂防等を中心としたしまして、主として建設大臣、農林大臣にお尋ねをいたしたいと思ひます。

まず第一点は、災害対策の根本的具體策でございます。開会劈頭の総理大臣の演説において、基本的対策については、総合的、科学的に検討を加えて、恒久的災害予防の方途を樹立して、これを強力に推進するということをおっしゃっております。また、建設大臣も、当時の演説において、今次の災害にかんがみて、今後再びかような災害の起こらないようにやりたいというふうな言明しておられるのでございます。その後、連日にわたる当委員会及び予算委員会における質疑を通じて、いろいろ政府の御所見を拝聴いたしておるのでございますが、総理初め建設大臣、その他の各大臣、いずれも懇切丁寧に御答弁いただいていることは、まことに感謝にたえない次第でございます。

ざいします。しかしながら、真の根本的具體策というものについては、治山治水対策を除いては、何ら言明がないのでございませう。どうかいま一つ突っ込んで、具體策についてお話しを願ひたい。これが質問の第一点でございます。これは総理大臣にお答え願ひうのが至当でございますが、総理大臣がおられませうので、建設大臣からお答えをいただきたいと思います。

○村上国務大臣 治山治水の基本的な対策につきましては、防災の一番基本になるものは何かと申しますれば、それは大台風のくる前に施設をしつかり強固にしていくということが、まず一番基本的なものであらうと思ひます。従いまして、建設省が今取り上げております治水五カ年計画によつて、そのすべてがごとごとく完璧を期するということなことは、まだまだ国の財政の都合で不可能であります。少なくとも従来災害によつてこうむる被害を半減するところまでは、われわれは十分可能だと思つておりますので、この五カ年計画を実施することによりまして、治水事業のある程度の基本的な対策が可能である、かように思つておる次第であります。

○岡本(茂)委員 治山治水対策が根本的対策であるというお話、大体その点は承知いたします。しかし、治山治水対策以外にもなお具體策があるべきだ、かように考えます。私、あとで平凡な事柄でございますが、それらについて触れてみたいと思ひます。

そこで、治山治水対策でございますが、これは当初の演説にも言明をせられておりますし、さらに一昨晩の総理大臣の御答弁の中にもはつきり言つてお

られました。予算の裏づけもするとおっしゃっておられることは、われわれも多とるところでございます。どうかわれわれの信頼を裏切らないように、ぜひとも実施をしていただきたいと思います。ところで、この治山治水計画でございますが、御承知のように、従前あるものでございまして、五カ年一兆八千億に上るものでございまして、それでようやく緊急部分の四割を改修し得るにすぎないというふうなものでございまして、完壁なものにしていただきたいと思います。それが第一点。

さらに、これを完壁なものにするためには、財源の調達その他において、どうしても特別会計にしなければならぬと思ひます。一昨日の総理の御答弁では、特別会計にするやいなやは考え中であるということでございますが、ぜひとも特別会計を設定していただきたい、かように考えるわけでございまして、これについての御所見を伺いたいと思ひます。

○村上国務大臣 ただいま岡本委員の御質問の中で、一兆八千億云々と申されましたのは、あなたの何かのお考え違いだらうと思ひます。私どもとしては、五カ年間に三千五百億ばかり使えば、今の四〇〇程度被害を減少することができるとも、もし一兆八千億も使わしてもらえるならば、少なくとも九〇〇くらいまでは災害をなくすることができると思ひます。そういうことは別といたしまして、三千五百億といたしましても、今日までの一般会計のいわゆる治水事業に対する予算を見て参りますと、どうもそういう私どもの目的を達成できるような予算措置は、一般会計ではなかなか困難だ、私どもそ

う思つております。従つて、ここでどうしても、その不足の部分に対しては何かの形で特別会計を置いてもらつて、それによつてこの治水事業の完壁を——完壁ではないのでありますが、まあまあわれわれのいわゆる最小限度の要望をいれて、次のまた五カ年計画であつて何十割の被害を減少するというように、国土保全のために、私どももいたしましては、どうしても一般会計でその予算措置ができない部分に対しては、どういう形であらうとも、特別会計の方向を一つ何とかして参りたい。これは今度の三十五年度予算で問題になることでありますので、今こ

で私はいろいろな言明を避けますが、私どもは、どうしても治水事業については、一般会計で不足の部分に対しては、何とかして特別会計を設けてもらわなければ、その目的を達成することが不可能ではないか、かように思つておる次第であります。

○岡本(茂)委員 大体わかりました。今私が申し上げました一兆八千億と申しますのは、二十八年の災害当時、緒方副総理が中心になつて立てられたあの案のことを言つておるわけでありませう。今お考えになつておられますが、それで足りるならばけっこうでございますが、ぜひとも実行に移していただきたい、かように存するわけでありませう。

防の方途を樹立する、これはいわゆる予防治山対策になるわけでございませうが、これは言はなはだ容易でございます。再びかようなことを起こさないということとは、これは私は、言うはやすいけれども、実行はなかなか至難であらうと思ひます。台風は、われわれの備えの整うことを待たないわけでございます。しかもそれが対策というものは、財政的見地その他の観点から、容易に進むものでもありません。従つて、よほどの決意と強力な施策がなければ、おっしゃる通りに、今度は未然に防止するということはできないと思ひます。これについて、それだけの言明をされておるにつきましては、建設大臣は確信がございまして、さうする

か、この点を伺いたい。

○村上国務大臣 私は、少なくとも災害復旧は、ただ単に原形復旧でその傷口をふさぐだけでは、再度災害というものは何回でも繰り返すと思ひます。従いまして、将来再び災害の起きないようになつておることを考えますならば、どうしてもその災害の復旧にあつては、これに関連して改良復旧をやる必要があると思ひます。従いまして、今回のこの災害の復旧につきましても、昭和二十八年のあの非常な災害当時の復旧と同じように、どうしても改良的な復旧をして、将来ともこの災害を繰り返さないようにする。こういうような改良復旧をした個所で、再度災害を受けたというところは非常に僅少でありまして、わずか二、三割程度であるように私は聞いております。私ども九州地方あるいは和歌山県等を見ましても、一応あの二

十八年の大災害で復旧した箇所は、相当な大出水がありましても、前回と同じような出水がありましても、微動もしていないということを各都道府県知事からも承っておりませんが、そういうような改良復旧を積極的に行うのであれば、再度災害を防止するというようなことは言い得ないのでありまして、今回のこの補正予算の中にも、また来るべき三十五年度の予算の中にも、これらの復旧について、私は、いわゆる関連あるいは改良等の費用も十分要求いたしまして、少なくとも今回受けたい災害は二度と繰り返さないという、十分自信を持ってその施設を行ないたい、かように思っておる次第であります。

○岡本(茂)委員 建設大臣の御答弁で、積極的に改良事業を進めたいということは、私も同感でございます。ただ、ほんとうに建設大臣の決意のごとく、将来再び起こさないためには、関連事業として改良をやるという程度でなく、改良復旧を主としてやらなきゃいかぬ、多少そこに私の意見とは程度の違いがあるわけでございます。これまでの災害対策というものは、年々災害のあとでこれを追いかけるだけで、いわゆる復旧治山と称せられるのでございまして、これでは、さいの川原のごとく、積んでいくすき、積んでいくすき、財政的負担もかえって増大するわけでありまして、財政的にも現在では充実にして参っておるのでございまして、改良治山、予防治山に切りかえなければいかぬ、そういう段階に臨んでおると思うのでございます。従って、改良を原則としてやってもいい。現在のところでは、改良が原則で

はない、原形復旧が原則であって、改良はむしろ従になつておる。改良を主とするのでなければ、ほんとうに災害の防止はできないと思う。だから、この間の東海三県の決議にもございまして、たように、改良を原則として進めるということでやっていたかと思つたのでございまして、これについて御所見を伺いたい。

○村上国務大臣 復旧が原則でございますが、改良を原則ということはどういうふうな関係になるか知りませんが、必要な部分の改良については、あるいは改良が原則になつて、復旧がそれに従つてくるようなことになつておると思つて、今回の伊勢湾の海岸堤防等は、復旧工事がかりに百億ならば、改良は百億以上のものでなければ、むしろその金額から申しますならば、金の尺度、経費の尺度ではかりますならば、これはむしろ改良が主で、復旧が従になると思つて、それはもう私もその重要度、緊要度によつてすべてをはかつて参りたいと思つております。基本的な問題につきましては、先ほど申しましたように、治水事業費といふものを、十分に抜本的な改良あるいは治水対策のできるようなものに私はしたい、そのために、ただいま申しましたようないろいろな意味の費用が要するのであります。まず緊要度の高いところから治水事業を完結にしていこうというところは、これは治水事業であり、いわゆる改良事業であらうと思つて、今日の日本の国土の状況から見ますと、これはやはりすべてが改良というふうなものに聞こえても、あえてこれを否定できぬと思つて、そういうように、治水事業の中に改良とい

うものが相当部分入つておると思つては、原形復旧が原則であって、改良はむしろ従になつておる。改良を主とするのでなければ、ほんとうに災害の防止はできないと思う。だから、この間の東海三県の決議にもございまして、たように、改良を原則として進めるということでやっていたかと思つたのでございまして、これについて御所見を伺いたい。

○岡本(茂)委員 ただいまの御答弁でその点は了承いたしました。

私は、災害の発生を防止する有力なもう一つの条件は、工事に合わせて予算をつける、すなわち、潤沢な予算をつけるということだと思つて、その出し惜しみをやるから、なかなかうまくいかないもので、この間、岡本委員もおっしゃつておられましたように、一文惜しみの百失いというふうなことになるのでありまして、たとえば鋼田干拓地において、表面はコンクリートであるけれども、裏の方は土である、ああいうことは、予算の不足からくるわけでございます。そういうことを繰り返してはおられません。これは永久に災害の予防はできないと思つて、本来ならば、技術的見地に依つて予算をつける、これがほんとうだと思つて、ところが、今まではそうなつていない。金に合はして工事をやる、工事に金を合わせるのがほんとうだ。つまり、財政的見地に引きずられて、財政的観点から、必要な工事を削減するということ、何回でも災害を繰り返す原因になつておる。もし、最初に思い切つて経費をつける、工事に合わせて金をつける、技術的観点を重視して、それに対して必要な予算をつけるということになれば、こういうことにならぬと思つて、この点についてどう思つておられますか。財政当局は今おられては、これは後日答弁していただくことにしまして、建設大臣の御意見を伺いたい。

○村上国務大臣 金によつてすべて工事が左右されているということには

なつておりません。伊勢湾の海岸堤防にいたしましても、やはりあの施設をやる際までのあらゆる統計、高潮あるいは風速、これらを十分設計の上に盛り込んで、これならば十分完璧を期するであらうということが設計の重点になつておられて、それに対して金がついてきたということでありまして、しかし、今回の場合は、一回とかが、その千年に一回のもの、ここ八、九十年、百年ばかりの記録によつて設計が組まれたものが、これなら大丈夫だといつたところがやられたということは、その何百年も前の一つの大きな記録というものが日本の政府にはなかつた。だから、これを私どもは異常な台風、前古未曽有の台風だ、あるいは高潮だといふふうに言つておりますが、あるいは何千年も前にはなかつた高いものがきておつたのではないかと思つて、従つて、今回のこの苦い経験から、今度はこの経験を生かして、そうしてそれに対応できるだけの施設をやるということが抜本的対策であらうと思つて、そのために、今度もまた金が出た、かりに十億円とか金がないから十億円の堤防を作るといふことになつて、これはもう、また何回でも今回のようなことを台風になれば繰り返すことになりまして、で、今回の経験を全く生かした、将来これと同じ規模、それ以上のものが参りまして、千年に一回の異常な高潮あるいは台風であらうとも、それに十分持ちこたえられるようなことを、いわゆる科学的に、あるいは総合的に、各省それぞれ検討いたしました、十分の備えをするような設計のもとに今回

はその仕事をして参りたいと思つては、必ず金がついてくるのであります。大蔵省もこれについては十分理解ができております。従つて、金に合せて仕事をしたいというところは、そういう苦もあつたであらうと思いますが、今日はそういうことは、私はこう信じております。

○岡本(茂)委員 建設大臣は、金に合せて工事を切るといふようなことはいないとおっしゃるのであれば、この間の大蔵大臣の御答弁を承つておりました、財政上の見地云々というお言葉もあつたわけでございます。これは建設大臣としてははなはだお苦しい立場じゃないかと思つて、われわれといたしましては、必ずしもおっしゃる通りでなく、必要な金が十分ついておるとは思つて、これは財政当局に聞いていただきたいわけでございます。これ以上申し上げません。ただいまのお話の伊勢湾の高潮対策のごときも、これは従前における最も大きな被害といふものを基準にしてやつておる、こういうお話でございますが、そこに誤りがあるわけでございます。これは経験の錯誤であります。事実、一たび決壊すれば大災害を起こすといふようなものについては、相当余裕を見てやつておる。たとえば電力のダムでございますが、これはいわゆる一万年洪水といふものを予想してやつておる。一万年洪水、一万年堤防である。過去における最大降雨量であるとか、最高の水位であるとかいふことは、しばしばあやまちを犯すわけでございます。それに陥らないように、そこに科学的な研究を施していく。考え得べき最

大降雨量というような研究も十分に積みになりまして、こういうことのないうようにしていただきたい。

そこで、現実に伊勢湾の高潮対策費の問題でございまして、今度は九十七億の要求に対して、債務負担行為を合わせて五十四億という査定になつておる。なお、あなたの方は堤防の高さが七メートル半、こういうのに対して、大蔵省では六メートル七というのとだそうでございしますが、はたしてそれでよろしうございしますか、これで自信があるかどうかということをお願いしたい。

○村上国務大臣 伊勢湾等につきましても、予算要求中、九十数億に對して、あれは七十九億の予算を査定されたと思ひます。これは私も承知をいたしております。と申しますのは、一応私もといたしましては、来年の出水期までに、台風期までに原形にまでこれを復旧せしめなければいかぬということ、原形復旧のできる程度の予算を計上いたしておるのであります。従つて、これからその堤防の高さを何メートルにするかということについては、これは建設省としても、場所によつてであります、七メートル五十というものが適正じゃないかということを一応のめどをつけたんですが、これについては農林省あるいは運輸省等との関係もありまして、これには海岸対策、高潮対策の審議会のような委員会を作りました、そしてこの三省が一体、主体になりまして、なお民間の学識経験者等も入れて、そして堤防の高さをこの場所においては何メートルとるかということ、慎重に、ただいまのお話のように、科学的に、あるいは総合的に、あらゆる点から総合的な審議をいたしまして、そしてこの堤防の、それぞれの地域における高さというものの、あるいは構造、あるいはまた強度等について十分検討して、その上で決定したいと思ひます。それは結局来年度の予算要求の中に入つて参ると思ひます。大蔵省が六メートル八十でいいのじゃないか、あるいは六メートル七十センチで間に合うんじゃないかというようなことは、大蔵省としての公式な意見でないものであります、いろいろと今回の予算審議の打ち合わせのうち、こういうふうでどうか、ああだとかいふような意見でありまして、決してこれに左右されて堤防の高さを決定するものではないのでありますから、その点については一つ御了承願ひたいと思ひます。

席

○岡本(茂)委員 次は、砂防工事の問題でございします。砂防工事が災害予防に緊要なことは、申すまでもないことでございします。今回の災害によつて新たに荒廃河川になりました上流においては、その山腹では、土砂どめの砂防工事をやっていたいただきたい。緊急に進めていただきたい。また溪流部におきましては、砂防堰堤の築造及び流路工事といふものを至急進めていただきたい。奈良県、山梨県、長野県その他多々あると思ひます。ぜひとも緊急に進めを願ひたい。奈良県におきましては、吉野川、北山川、十津川、宇陀川といふような各河川、いずれも大きく荒廢したわけでございます。これについての砂防工事を緊急に進めていただきたい。山地砂防と溪流砂防を緊急に

進めていただきたい。ところで、今回のこの特別措置法案では、砂防工事に対する補助は三分の二ということになつておる。二十八年度の災害におきましては、十分の九という高率のものであつたのであります。ほとんど多くのものが二十八年度より優遇されておるにかかわらず、公共性においてはむしろ最も優先せらるべきところの砂防工事に対する補助が三分の二に割られておるといふことは、はなはだ遺憾であります。これはぜひとも前回の通り十分の九にしてもらいたいと思ひます。でございますが、これについての御意見はいかがでございますか。

○村上国務大臣 災害復旧の砂防は高率になつておるはずであります。しかし、緊急砂防として新しく災害部分でないところの砂防を施す場合には、三分の二ということにいたしておるのであります。今回の緊急砂防につきましても、従来、昨年あたりの倍以上の予算を獲得いたしました。大体九億一千五百万、それに本年度の緊急砂防の費用が三億ばかりありますので、事業量から申しますと、大体十八億くらい、従来かつてない緊急砂防が行なわれることになっております。そして、それと一年——大体緊急砂防は一年であります、一年こつぎりでなく、二年、三年と、三年間くらいはこの緊急砂防を続けていくというふうなことでございします。了解済みでありますので、私も、砂防については、特に御指摘のように、非常に砂防の災害に及ぶすウェイトから申しまして、砂防事業については十分な措置をして参りたいと思つております。

○岡本(茂)委員 建設関係の砂防工事は十分の九になつておるそうでございます。これは私調べが不十分でございします。しかし、今のお話を承つておりますと、緊急砂防について三分の二、これはそういうことでございしますか。

○山本政府委員 今大臣の申し上げましたのは、砂防の施設がございまして、それがこわれた分につきましては、激甚地域については一般の土木災害の中に入つておりますから、高率の補助になります。しかし緊急砂防は、施設がない個所に新しくやる分でございますから、これは三分の二の補助でございます。

○岡本(茂)委員 二十八年度のその補助率は、やはり三分の二だったのですか。

○山本政府委員 二十八年度におきましては十分の九でございまして、それは、先ほど大臣がお話いたしましたのは、二十八年度のときには十分の九の補助率を出したけれども、その年に着手した工事だけを緊急砂防工事として特別に扱つたわけでございます。今回は、各府県につきまして、激甚な地域につきましては一定計画を作りまして、その計画の終わるまでに、大体三カ年くらいの予定でございしますが、その計画が全部終わるまで特別の緊急砂防として扱ひまして、特に起債も認めると、特別交付税の対象にしようにというところになっております。従ひまして、十分の九の補助率ではございませぬけれども、二十八年度より継続的にやるということ、交付税の対象になるというところが優遇されておるわけでございます。そういう違い

があるわけでございます。○岡本(茂)委員 だいぶこまかくなりますが、この緊急砂防については、私が申し上げましたようにやはり三分の二になつてゐる。この前は十分の九であつた。これは確かに率が悪くなつてゐる。ただ、今の御説明では、二年目から緊急砂防の範囲を狭めるから——二十八年度ときには狭めておつた、今度はそういうことをできるだけしないようにしたい、なお起債も認める、総合的には必ずしも不利でない、こういうことをおっしゃるのですが、これは私も承服できないと思ふ。これは計算で出てくるわけで、緊急砂防の十分の九というものを後年度も落とさないかというのを今おっしゃるならば、十分の九で落とさぬようにやっていたいただきたい。十分の九で落とさないことと、それで起債を九割認める、その百分の五十七の元利補給をやるといふようなことにはいたしまして、それは計算において非常に違つてくるのでございします。十分の九ならば、県負担は一割で済む。今のおっしゃるようなやり方ではいくなれば、一割六分二厘という負担になるわけです。奈良県あたりではどういふそれにあたえられる。七億の緊急砂防をやるといふにしても、一億というものは違つてくるわけですね。だから、これはやはり十分の九ということで、そして後年度に工事を縮小しないという方式でやっていたいただきたいと思ひます。

○村上国務大臣 これは最後は国権の最高機関としての国会で決定することでありまして、私も、私どもはいろいろとここであまり反対意見を申し上げることはどうかと思ひますが、今回の災害

復旧につきましては——二十八年の災害の際には、改良復旧については二分の一の国庫負担であった。それが今回は二十八年よりもはるかに凌駕した、いわゆる三分の二の負担にいたしております点と、私ども、砂防については、今まで大体一年でみな緊急砂防は打ち切られておつたのを、どうもそれだけでは、復旧の実態、あるいは将来の恒久的な施設に沿わない点があるの、こういうところは三分の二でもやむを得ないが、しかし、そのあとの不足の部分についての起債を許す、これに交付税等の措置によつて地方財政はどうにかそれでいけるようにすれば、事業量として将来相当な施設のできる、三年間くらい緊急砂防を続けることの方が、現地にはプラスになるのではないか、こういうことも計算に入れて、実はこういうような立法にいたしておる次第でございます。その点一つよく御判断の上、これは最後は国会で決定することでありまして、が、御了承願います。

○岡本(茂)委員 やはり今の案の方が総合的に有利であるという御説明でございますが、この前のように、二年度以後において打ち切るとか縮小をするとかということをしないで、二年度以後も同じように工事を継続するということならば、私は十分の九の方が有利であるというところは確実であると思ふ。この点は、われわれはもちろん考えなければならぬと思う。御再考を願いたいと思ふ。

その次は、防災ダムの問題でございます。河川の上流に建設せられた砂防ダムあるいは防災ダム、これが災害予防防の上に非常な効果を上げておりまし

たことは、今回の災害においても歴然たる事実であります。従つて、今回荒廃いたしました河川の上流におきましては、この防災ダムを考慮していただきたい。ひとり河川の復旧改修にとどまらず、災害予防のための防災ダム、すなわち、水防ダムなり砂防ダムを作つていただきたい。たとえば、奈良県でございますが、吉野川は、御承知のように、日本で最も降雨量の多い大台原に源を発しております。大台原の九月二十六日の降雨量は四百二十五ミ

リを記録したしておるのでございまして、これが非常な勢いではならんをいふ、決壊をしたわけでございます。たし、決壊をしたわけでございます。増大というこの集中豪雨による雨量の増大ということだけではなしに、土砂くずれなり山くずれ、山津波が至るところに起こつて、そして土砂なり流木といふものが水に加わつて一そう拍車をかけた、そのために県内において十三の永久橋が落ちた。五条の二見においては警戒水位は三メートル六でございましたが、ほとんどその三倍に近い十メートルにもなった。下市の千石橋では、欄干を越えて流木が漂着し、山積した。こういう、想像もできないような災害をこうむつたわけです。そのために沿岸は甚大なる被害を受けたわけでございます。これは、河川改修だけでは、とうてい将来こういう種類の災害を防止することはできないのだ、どうしても上流において防災ダムを作つていただかなければならぬ、その点について御考慮を願いたい。これは全国的にもそうだと思います。

なお、これは吉野川だけの問題でございますが、奈良県内においては直轄河川でなく、和歌山に入つて直轄河川

でございます。これは一つ、ぜひ直轄工事施行地域に編入していただきたい、かように考える次第でございます。

○村上国務大臣 この防災についてダムの必要であることは、各地においての実績が示しておるのであります。私もいいたしまして、災害防止のため上流にダムを作るといふことについては、あるいはそれが防災ダム、あるいはまた、できれば多目的ダムというやうなことで、この上流の崩壊を下流に流さないようにするということは、水利対策の基本的なものであらうと思つております。従いまして、その点については十分積極的にこれから検討いたしまして、その施設を行ないたい、かように思つておる次第であります。吉野川の上流につきましては、農林大臣とよく相談いたしまして、何か適切な措置をとつて参りたいと思つております。

なお、直轄河川編入についての御意見につきましては、今全国から相当なくさんの直轄河川の要望があらますので、この点については十分検討した上で、何とか善処して参りたいと思ひます。御了承願います。

○岡本(茂)委員 多目的ダムでもけつこうでございます。どうか、ぜひ御考慮をお願いしたいと思います。なお、直轄河川の指定の問題も、ぜひ実現できまうように御配慮願ひたいと思ひます。

その次は、山林災害の復旧の問題であります。これは農林大臣にお伺ひしたいのであります。吉野の山林は、御承知の通り、木曾と並んで日本有数の美林でありまして、経済的にも非常に

重要性を持つておるわけでありまして、ところが、今も申し上げましたように、今回は随所に土砂くずれ、山津波が起つて、ほとんど経済的機能は停止しておるわけでございます。材木の集産地でございます桜井市のごときは、全く木が出てこないで、火の消えたやうな状況に陥つておるわけでございます。従つて、この山林災害の復旧は、私は、緊急中の緊急を要するものだと思います。至急その復興を進めていただきたい、これが第一点。

それから、もう一つ。これは大蔵省当局になるのかもしれませんが、この被害激甚地の指定市町村の標準に山林災害は入らないということでございます。つまり、公共土木工事の被害額といふものが、標準税収入に對してその一定割合を超過するというやうな場合に指定される、こういうことを聞いておるのでございますが、吉野のように全部山林であるというやうなところは、そういうことになりまして非常に不公平に陥るので、山林災害をも包含せしめるやうな御配慮をお願いしたいのでございます。これについてのお考えを伺いたしたいと思います。

○福田国務大臣 御説もつともでございます。幾ら下の方を治めまして、上の砂防がうまくいかない限り、治水対策としては完全でないわけでありまして、そこで、農林省担当の山林災害の復旧につきましても早急にやる、こういう建前で、進捗率等も、従来と比較いたしまして大いにこれを進めるという建前のものを考へておる次第であります。

それから、なお、林道につきましては、暫定措置法の改正によりまして、

これまた、早急、かつ、高率の補助率をもつて復旧する、かように考へておる次第でございます。

それから、最後の基準財政収入ですが、それに山林被害を加えるのか、こういう点だつたと思ひますが、それは政府委員から答弁いたさせます。

〔前尾委員長代理退席、委員長着席〕
○山崎政府委員 山林の緊急治山事業につきましては、建設省の緊急砂防事業と同様な取り扱ひをいたしまして、山地の復旧に当たるといふことにいたしておるわけでございます。これの補助の問題につきましては、先ほど建設大臣からお話があつた通り、三分の二の補助をするという形に現在はおつておるという状態でございます。

○岡本(茂)委員 その問題は、先ほど建設省関係で述べた通りでございますが、私どもは高率の補助を要望いたしております。

それから、なお敷点あるのでございますが、これは財政当局等が主でございますから次会に譲りまして、ただ、こういう表を出していただきたい。二十八年度の場合の特別立法と今回の場合の特別立法との補助率等の比較対照表でございます。これは、一つ各省をまとめねばいかぬと思ひますが、そのままとつた比較対照表を作つて御提出をいただきたいと思います。

なお敷点でございますが、時間も過ぎておりますから、私はこれで質問を終わらせていただきます。

○南條委員長 次は、太田一夫君。

○太田委員 最初、農林省の関係の方にお尋ねをいたします。干拓地関係のことでございますが、これは、土地改

から、これもまた要振興農家と見て同じような扱いを受けられるか。この三点について簡潔なお答えをいただきたいと思ひます。

○伊東政府委員 お答えいたします。

農畜舎につきましては、全農のものは六万七千円という単価で、その九割で考へるというようにございまして、これも先ほど申し上げましたように、ことしは年々、来年度以降、その他の干拓地について考へております。それから今考へておりますのは、大体内植いたしまして五年以内のものは、これは激甚地でございますれば、全部九割以内の補助をしていくというふうに考へております。それから六年以上経過いたしましたものにつきましては、実は少し基準を作りまして、六年以上でも、今開拓管農振臨時措置法で要振興開拓者というふうな指定をしてありますが、そういうものについて、優先的に考へております。あるいは今のような指定を受けておりませんものにつきましては、農作物の被害を七割以上受けており、あるいは昨年も四割以上の被害を受けたというふうなものにつきましては、これはやはり九割というふうなもので考へていこうという基準を作っておるような次第でございます。

この開拓地の人の旧債の問題でございますが、これにつきましては、死亡された方その他につきましては、これは保証人の関係等いろいろございまして、この人の債務をどのように取り扱ふかというところは、実は具体的に今後考へていきたいと思つておりますが、一般的には、単に被害があつたというだけで旧債の免除ということ

はできませんで、これは履行延期をいたしますとか、そういうふうな手続をしていきたいと思つております。

○太田委員 建設省にちよつとお尋ねいたしますが、河川の今度の改良に關しまして、土地買収の問題、農地買収が相当にあると思ひますが、大体現在までのところ、およそ時価の五割というものが評価額でありまして、たとえば、四十万円の土地に対しては二十万円ぐらいの買上げ価格であるというところが、非常に懸念の的になつております。こういう点について、土地買上げ価格については、時価を尊重されるかどうか。この点のお答えをいただきたい。

○山本政府委員 土地の買収につきましては、近傍類似の取引価格も参照してやるつもりでございます。

○太田委員 これは、各省におきましてこの問題が出て参りますから、一つできるだけ時価というものを尊重されるよう希望しておきます。

時間の関係上、今度は自治庁の方に尋ねをいたします。まず歳入欠陥債の問題ですが、これに対して、今度元利補給の措置がないという御説明でございました。どうして元利補給ができないのか、ぜひこの元利補給をしてもいいというものが大かたの市町村の切なる願ひであります。これについて……

○石原国務大臣 今回の歳入欠陥債に対する措置は、二十八年のときとちよつと事情が異なつておるのでございまして、二十八年当時は地方財政平衡交付金制度であつたのであります。が、今度のは交付税制度で、しかも、特別交付税というふうなものが今回の

補正予算におきまして相当増額されておるのであります。原則として、こういうものについては特別交付税でめんどうを見る、特別交付税でめんどうを見切れない部分については歳入欠陥債を認めていこう。その歳入欠陥債につきましても、将来の元利償還については、約三割ばかり特別交付税で見ているのでありますから、その町村の実情によりまして、それでもなお足りないというふうなものは、さらに特別交付税でめんどうを見ていこう、迷惑をかけないようにしよう、前よりはかえつて合理的になつてゐるのじゃないか、私はかように考へております。

○太田委員 そういうことになれば大へん安心いたします。従つて、そういう考へ方で石原長官にお尋ねをいたしたいのですが、これは地方税法上にある地方税の減免の問題でございまして、これが法案には特例も何もありませんから、昭和二十八年十二月一日の自治庁次長通達というものが、今日なお堅持されております。これが憲法のごとく守られておまして、しかも、その内容は、実は第三号か何かあるのですが、減免は、原則として災害の日以後に到来する納税のうち、災害の日以後に到来する納税にかかわるもの、こういうふうな言葉が當時あつたのです。これは「原則として」というのですが、地方に行きますとそれがなくなりまして、すべて納税期がその災害の日のある日以後、本年度の伊勢湾台風の場合でいいますと、九月二十七日以降に納税の到来する市町村におきましては、固定資産税、市町村民税、こういうふうになつております。しかも、この自治庁通達というものが、県の

地方課におきましては非常にかたく守られて、各自自治体がばらばらのことをやつては困るんだから、必ずこれを守りなさいと言つて、地方事務所を経由して市町村長を呼んで、これでやりなさいとひな形を示されて、ただそこに何々町とか何々村という名前を入れる、これだけで事になるように統制ができていた。これは、少なくとも今度の災害の実情と規模と、それからまた地方自治の本質からいっても、少しおかしいと思つたのですが、どうして二十八年の災害のときの通達をなお今日かたく守れという御指示に相なつておるのか、お答えをいただきたい。

○石原国務大臣 今回出しましたこれが一応の基準を示しているものでありまして、お話の問題は、一律に減免するものはこれから納税のくるものについてやれということであつて、しかし減免には一律の減免と、それから個々の納税者について、減免なり、徴収猶予なり、いろいろな措置がとれるのであります。それ以前のものについては、個々に納税者の負担力その他を調べて、減免なり徴収猶予なり、いろいろな措置がとれると思ひます。一律に全部何割減ずるとかどうするとかというものは、これからくる納税のものについてとれということでありまして、そこは地方議会におきまして、条例その他を基準にして、法令に準拠して適当に私は裁量できるようになつておると考へております。

○太田委員 従つて、自治庁長官のお話では、個々に実情に応じて、各市町村が災害の大小に応じて、これを基準として相当幅のある決定をしてよろしい、こういうふうなことでございませうか。

○石原国務大臣 一律に減免するものは、大体この基準に準拠してほしい。それは特別交付税を配つたりいろいろする場合の算定の便というところもございしますが、あなたの御質問の、過去にすでに納税のきつておつたものとか、いろいろの問題については、個人々々の納税者の負担力その他を見て、あるいは現在の境遇その他を見て、個々に減免する措置がとれるのですから、あるいは徴収猶予をするとかいろいろなことでもできるのですから、この通達の範囲で実情に合つた措置が、町村としては私はできるのではないかと考へております。

○太田委員 よく承りますと、結局できないことになつてゐる感じがするわけですね。特に市町村民税並びに固定資産税、府県税の事業税、これは今度の場合減免とありますけれども、実は減額がありまして、免除というのではないわけですね。大体一期、二期と納めて、あと三期、四期が残つてゐる。いわゆる半額残つてゐるのですから、減免といつたつて、減であつて、免がない。減免という言葉については、法制局におきましてもいろいろ御解釈があるようでございまして、一部分を負けるというの、これも減免の中に入らぬことはないと言ふ。しかし、厳格に言ひまして、減額、免除というのを減免と言つたというのは、これは、まあ日本語の常識なんですから……。してみれば、市民税におきましても、過去にもうすでに払つた一期、二期の分につきましては、これを戻す、流失あるいは全額、こういう方に対しては返していくというものが、この減免の税

法の条文の趣旨だろうと思うのですが、今のようには特交を計算する、特別交付税の計算がややこしいからとか何とかという事務手続を理由として、非常に住民の福祉というところ、あるいは思いやり、愛情というものが制限されたというところは遺憾だと思つて、どうなんでしょう。

○石原国務大臣 家屋が埋没、流失、滅失してしまつたという様なものにつぎましては、そういう個々の人については、私は、ほんとうの、いわゆるあなたの言われる免の措置をとって、過去に納めておればそれを返してやる、そういう措置をとつていいと思つて、ただ、私が申しましたのは、これから納期のくる、今後一律に措置する問題について、大体この基準によつてやってくれと、こういうことを言うておるのであります。具体的納税者については、個々に減免、徴収猶予、その他のいろいろな措置をとつて差しつかえないと思つております。

○太田委員 そうしますと、完全に流失した家庭につきましては、固定資産税、事業税並びに市民税というのは、これの一期ですね。最初にこれは二月か三月、四月なら四月にさかのぼつて納めたものも返してやることも、この通達の中に入つてゐるのだと、こういうことなんですか。

○石原国務大臣 さようです。

○太田委員 それでいいといたしますと、実は、これは愛知県地方課あたりの行ないましたことを見ますと、そういう意思はもう全然通じておらないのです。所得税は全額免除でございませうね。これは、所得税というのは、源泉所得税にいたしましても全額免除で

すから、すでに入りましたものは、今度全部返ってきます。そうであるけれども、地方税というのは、地方税の中には何条でございしたか、あるのですが、その地方税にある減免というのは、実は、自治庁の次官通達というのが絶対の基準なんだ。これが生きてゐるのだから、これを愛さない限りそれではできないのである。だから、全部これで行ないたいというわけで、どの町村だつて流失したうちにも、あるいは全部なくなつちやつて、どうかなくなつた全額のうちにも、お金の毒なうちにも、いささかも返されたい。これからあとの半分だけだ。しかも、これが九月二十七日以後の納期ということになつておりますから、九月の末を納期とした第三期分というのがあるのです。これは、ある市町村によつては、九月末日を納期とする第三期分の市民税あるいは固定資産税にいたしますと、早い人は九月の二十日ごろ納めちやつておる。正直な人は、二十六日の午前中にもう納めたというような人もあるのです。そうすると、その人は、二十七日以後でなければだめなんだから、それはもう返してもらえないという解釈をとつておる。そうすると、運の悪いというのとは仕方がない、運が悪いというところ、一つ残念して下さいというような解釈なんですかね。そうすると、愛知県地方課の方では違つて、これはもう自治庁からはつきり認定を受けたものだといわれれば理解してもよろしいですね。

○石原国務大臣 そういう具体的な事情について、個々にいろいろ減免の措置をとるといふことは、本来、市町村長が市町村の実情を十分把握

してやつていいことでありますから、われわれの方では、そういうところまで別にどうせいいというところを言つてゐるのじゃないので、それは市町村長のやり方の問題であらうと私は思ひます。

○太田委員 従いまして、自治庁においては、今度の東海三県にいたしましても、愛知、岐阜、三重の三県がいかなるやり方、処置をしたかということにつぎましては、十分把握していただけておると思ひます。従つて、今の考えからいまして、少し行き過ぎておるとか、あなたのところは非常にうまくいつてゐるか、こういう御批判があらうと思ひますが、三県の実態に対する見解はいかがでございしますか。感想は……愛知県だけはよくわかつてゐるのですが、三重、岐阜はいかがでございしますか。事務当局の奥野局長でもよろしうございしますか。

○奥野政府委員 率直に申し上げますと、いまだ個々の団体がどのような減免措置を講じたかということについては、詳しくは存じていないのでございします。大体は通達の基準に従つた措置はもちろんとつてゐるわけにございします。御指摘になつております、すでに納期のきたものにつきまして、どのような実情把握のもとにおいて減免措置を行なうことにしているかという点については、よく存じていないわけにございします。御指摘にもございしましたので、よくその辺の問題もさらに検討していきまして、間違いないようにしたい、かように考えています。

○太田委員 よくわかつた話だと思ひまして、ぜひ、一つそういうふうにお取り計らいいただき、行き過ぎは是正して、この際、災害によつて自治庁の施政の方針が信を失ふことのないように、非常にいいお話ですから、お願いをいたします。

そこで、もう一つ自治庁に關係することですが、住宅金融公庫の災害の貸し出しでございします。非常にこの貸付の希望者が多くございします。従つて、その保証人の關係で、市町村長にぜひ保証をしてもらいたい、保証人になつてももらいたいという申し出があるのです。これは、かつて九州諫早におきまして、市長が保証をいたしましたところ、約三割くらいとか焦げつきが出たのでございします。しかし、その場合には、特交によつてこれを埋め合わせるという方針が自治庁にあったのだと承つておりますが、この市町村長が住宅の資金の借入れなどについて保証人となり、それが焦げつた場合、若干のパーセンテージの金額については、特交をもつてこれを埋め合わせるという御用意はありますか。

○石原国務大臣 私が名古屋に滞在しまして対策本部におりましたところは、今お話のような問題もありましたので、市町村に、できる限り保証したらどうか、それで金融公庫の貸し出しが迅速になるように協力をするようにということをお願いしておつたわけにございします。この問題につきましては、今後市町村長が保証したものについては、損失補てんとか、いろいろの問題が起きてくると思ひます。そういう問題については、あるいは国の再保証を考へるとか、あるいは住宅金融公庫というものは、これは政府の特殊機関でありまうから、そういうところで損失を背負い込むということになつてもこれ

はルーズになりますから、そういう問題についても、さらに今後検討をして、何らかの対処策を講じておかなければならないと私も考えております。

○太田委員 次は、災害地に対する警官の応援の問題ですけれども、非常にこの警官の応援が少なかつたというところが、各種の取り締まり不十分ないしは救援の不十分ということになつたようございします。自治庁にいたしましては、これはいかがでございしますか、どういふふうにお考えになつていらつ、しゃいますか。何か断られたから少なかつたのか、あるいは、もつと出すべきであつたのか。今日になつて、もう事は済んでおりますから、自己批判をちよつと……

○石原国務大臣 私は、結果から見まして、警察官の応援態勢が少なかつたと思つてはおりませんが、ただ、応援態勢の整備について、もう少し早かつた方がよかつたのではないかと考へております。御承知のように、愛知県については、警視庁より二百名と二百名、延べ四百名か五百名になつたと思ひますが、三重県については、大阪府よりこれまた二、三百名の警察官の応援を得、さらに、パトカーであるとか、ボートであるとか、いろいろの施設等の増援を得まして応援態勢をしておりますが、今後の問題として、は、こういう際の際の財政的処理、始末をよくしておかねばならぬと思つております。今回の補正予算につきまして、そういう特別応援費の措置等につきまして若干の計上をしてもらつておりますが、これが不十分であるということになると、将来応援を受ける方も、応援を出す方も、いろ

いろいろうちよ遠巡するという問題がございまして、そういうことのないように、要った費用については十分措置するというのを考慮しておかなければならないと存じます。

○木田委員 自治庁を終わりました、あと運輸省と建設省に開連をしてお尋ねをいたしますが、これは、先回、各潮どめの工事のおくれている現況並びに交通機関の途絶状態というのが災害対策委員会で発表されました後、私十一月の三日の日に名古屋へ帰りましたときに調べましたところによると、関西線の永和から先はなお不通、近鉄線が蟹江から桑名間がなお不通、名古屋鉄道は柴田―聚楽園間がなお不通、これは交通機関でございしますが、そこで、この交通機関が途絶したために起る影響というのは非常なものであるわけですね。それからまた、物価に開連して問題が出てくる。それから産業などときたら、大へんな影響がある。

知多半島の先の常滑、これは陶器の産地でございしますが、これは需要はあっても何としても送り出す方法がない。従って、遠く刈谷なり、ないしは大府等の東海道の駅まで運び出して送り出すというような、非常なネックに遭遇しておられるわけですね。この困った状態に對しまして、一体運輸省はどういう対策をとられたのだらうと思つて調べてみましたところ、何でも当初民営鉄道部長さんと補佐官の方が中部地方の対策本部にいらつしたたが、これは長くおられなくてお帰りのつた。おそらく手がつかない、水の引くのを待とうということだと邪推をするわけでありまして、その後水が引いたかと申し

ますと、思うようになりませんから、依然として不通です。二、三日前に資料をいただきましたが、これは完全な資料でなかったもので、資料そのものに十分があつたのです。民営鉄道部、いわゆる運輸省におきましては、この現在の交通機関の途絶状態、開通状態をどのように見ていらつしたるのか、お尋ねいたします。

○石井説明員 ただいまの御質疑につきまして、現在不通箇所は、お話にありましたように、近鉄線の蟹江―桑名間、名鉄線の常滑線の聚楽園―柴田間、それから同じく名鉄の尾西線と申しますか、弥富から津島の間、そのうち比較的に早く見通しがつきかけておりますのは、常滑線でございます。これにつきまして、上野地区の締め切り工事が終わりました、七日に排水を始めたいという話でございますから、これが大体終わるのが十日間と見まして、排水を終りましたから三日でとりあえず開通したい、こういうふうにご考えております。次は、ほかの残りでございますが、これにつきましては、私の方として、やはり排水が終わつてから大体一週間、これだけしか申し上げられない状態でございます。

○木田委員 そういう実情のもとで、今まで四十何日間、毎日何百万という人が困り、また、非常に大きな各種の産業が困つていたのですが、これは国鉄の方がいらつしたらないで、民営鉄道の石井さんだけとすれば、私鉄を中心としてお話ししていただいてもいいのですが、交通機関の開通についてどのように、これは事前に、建設省が仮締め切りを終わつて、排水するまで、何とも手の打ちようがなかったのかどうか、こういう点どうなのではないかと、

○南條委員長 答弁がありませんから、進行して下さい。

○木田委員 運輸大臣いらつしやらないので、あまり無理な答弁を求めてはどうかと思いますが、しかし、現地の人々の気持、人心の不安、並びに産業の停滞、まことにばかり知るべからざるものがあるわけなんです。それで、これは一つの案なんです、建設省の方にお伺ひしてみます。

建設省は、潮どめをやるときに、交通機関の回復ということに對して配慮していらつしやるようで、国道一号线は工事が終わつて、ドラムカンをお使いになつた。しかし、近鉄、関西線は、どちらを先にやるようにしたのか。並行して考へておやりになつたのか、それとも、この地区だけやるのか、ここにこういう何か手がかりがあるから、ここだけやろうということであつたのか。交通機関に對する配慮は、いかがでございましたか。

○村上国務大臣 交通機関を一刻も早くというふうなことで、ああいうドラムカン工法というふうな無理なこともいたしましたのであります。なお、長島の北部をあつたように途中で締め切つて、特別な措置をいたしましたのも、やはり交通機関の復旧を一刻も早くという見地に立つて、ああいう無理をいたしました次第であります。

○木田委員 とすれば、人事を尽くして天命を待つていらつした分には、われわれとしても了解せざるを得ないわけですが、たとえば、上野町というところがある。上野町の排水というのは実におそくまでかかつて、今のお話ですと、運輸省のお話で、たしか七日ですから、おととい締め切りができて、一日か二日を排水しておるというのですが、実は向こうから来た人の話では、その水が排水されているのか、水を道に注入しているのかわからないというのです。今まで国道というのは国道二号线ですが、名古屋―常滑、あれは上野町まで一本になつて、それから二つにYの字に分かれるわけですが、一本は、上が今まで干潮のときは通れたのです。自動車でも自転車でも通れた。今はその上へ、一メートルとは言いませんが、一尺くらい水があつて、全然通れないのだそうです。なぜかという、一番少ないときに締めるわけにいきませんからね。それで、それがこの間雨が降つた。しかも、その締め切り跡が、十分な工法でなかつたので、これは村上建設相も専門家ですからおわかりでしょうが、なかなか排水が進められないそうです。そのために、前通れたのが今通れなくて、実に困つておられる。そういう状態なので、私は思いますのに、あそこへ自衛隊が行つて、二カ所、約二百メートルの堤防を新設しまして、あと約一キロ近く―数百メートルあつた。これを自衛隊がやつた。ところが、自衛隊というのはトロツコを一つ持つてくるでなし、レール一本なし、金沢から二千幾名来たさうですけども、道具がないので、その付近の上野町にある民間の土建屋さん、これは県庁などを請け負つていらつしたる磯部組とか聞きましたが、そこから道具を貸して、磯部組も見てはおられないので、百人の応援隊を出し、町で三百

人ほど応援してやつたのださうです。ですけれども、もち屋はもち屋という言葉がある。私は社会党で、あまり自衛隊を悪く言つてはいかぬけれども、自衛隊が最近非常にほめられておるときですから、自衛隊はいいと言わなければならぬ。しかし、あそこに関して、自衛隊は、もち屋はもち屋どころか、こういうことに経験のない部隊であつた。二千人来ても鳥合の衆です。ですから片方、聚楽園というもう一つ向こうのセクションは、矢張建設という建設株式会社土建屋さんが締め切つた。これは専門家ですから早い。たしか十月二十五日に締め切つた。そうすると、どちらが一体いいのかという、自衛隊との比較論が出てきますが、早くやつた方がいいのです。そうすると、上野町の電車の開通しないというのは、かりに矢張建設のように機械と設備を持っていた方に頼んだら、早かつたのではないかと気がしますが、それは今日締め切つたからいいのです。これからのことですが、線路の百メートル向こうのたんぼの中で締め切らなくても、電車の線そのものが高いのだから、そこを初めから締め切つて、あわせて電車を通すようにしたら、今日知多半島十万人の人が毎日の行き来に困らなくても済むわけなんです。ですから、交通機関のことを十分考へておやりになつたとは思ふ取れないのですが、どうなんでしょう。

○村上国務大臣 私は、運輸大臣でないから、運輸省の点についてはどういふことか、よくお答えができません。御意見では、この鉄道の路線のところで締め切れということでありまして、

と、運輸省のお話で、たしか七日ですから、おととい締め切りができて、一日か二日を排水しておるというのですが、実は向こうから来た人の話では、その水が排水されているのか、水を道に注入しているのかわからないというのです。今まで国道というのは国道二号线ですが、名古屋―常滑、あれは上野町まで一本になつて、それから二つにYの字に分かれるわけですが、一本は、上が今まで干潮のときは通れたのです。自動車でも自転車でも通れた。今はその上へ、一メートルとは言いませんが、一尺くらい水があつて、全然通れないのだそうです。なぜかという、一番少ないときに締めるわけにいきませんからね。それで、それがこの間雨が降つた。しかも、その締め切り跡が、十分な工法でなかつたので、これは村上建設相も専門家ですからおわかりでしょうが、なかなか排水が進められないそうです。そのために、前通れたのが今通れなくて、実に困つておられる。そういう状態なので、私は思いますのに、あそこへ自衛隊が行つて、二カ所、約二百メートルの堤防を新設しまして、あと約一キロ近く―数百メートルあつた。これを自衛隊がやつた。ところが、自衛隊というのはトロツコを一つ持つてくるでなし、レール一本なし、金沢から二千幾名来たさうですけども、道具がないので、その付近の上野町にある民間の土建屋さん、これは県庁などを請け負つていらつしたる磯部組とか聞きましたが、そこから道具を貸して、磯部組も見てはおられないので、百人の応援隊を出し、町で三百

人ほど応援してやつたのださうです。ですけれども、もち屋はもち屋という言葉がある。私は社会党で、あまり自衛隊を悪く言つてはいかぬけれども、自衛隊が最近非常にほめられておるときですから、自衛隊はいいと言わなければならぬ。しかし、あそこに関して、自衛隊は、もち屋はもち屋どころか、こういうことに経験のない部隊であつた。二千人来ても鳥合の衆です。ですから片方、聚楽園というもう一つ向こうのセクションは、矢張建設という建設株式会社土建屋さんが締め切つた。これは専門家ですから早い。たしか十月二十五日に締め切つた。そうすると、どちらが一体いいのかという、自衛隊との比較論が出てきますが、早くやつた方がいいのです。そうすると、上野町の電車の開通しないというのは、かりに矢張建設のように機械と設備を持っていた方に頼んだら、早かつたのではないかと気がしますが、それは今日締め切つたからいいのです。これからのことですが、線路の百メートル向こうのたんぼの中で締め切らなくても、電車の線そのものが高いのだから、そこを初めから締め切つて、あわせて電車を通すようにしたら、今日知多半島十万人の人が毎日の行き来に困らなくても済むわけなんです。ですから、交通機関のことを十分考へておやりになつたとは思ふ取れないのですが、どうなんでしょう。

○村上国務大臣 私は、運輸大臣でないから、運輸省の点についてはどういふことか、よくお答えができません。御意見では、この鉄道の路線のところで締め切れということでありまして、

と、運輸省のお話で、たしか七日ですから、おととい締め切りができて、一日か二日を排水しておるというのですが、実は向こうから来た人の話では、その水が排水されているのか、水を道に注入しているのかわからないというのです。今まで国道というのは国道二号线ですが、名古屋―常滑、あれは上野町まで一本になつて、それから二つにYの字に分かれるわけですが、一本は、上が今まで干潮のときは通れたのです。自動車でも自転車でも通れた。今はその上へ、一メートルとは言いませんが、一尺くらい水があつて、全然通れないのだそうです。なぜかという、一番少ないときに締めるわけにいきませんからね。それで、それがこの間雨が降つた。しかも、その締め切り跡が、十分な工法でなかつたので、これは村上建設相も専門家ですからおわかりでしょうが、なかなか排水が進められないそうです。そのために、前通れたのが今通れなくて、実に困つておられる。そういう状態なので、私は思いますのに、あそこへ自衛隊が行つて、二カ所、約二百メートルの堤防を新設しまして、あと約一キロ近く―数百メートルあつた。これを自衛隊がやつた。ところが、自衛隊というのはトロツコを一つ持つてくるでなし、レール一本なし、金沢から二千幾名来たさうですけども、道具がないので、その付近の上野町にある民間の土建屋さん、これは県庁などを請け負つていらつしたる磯部組とか聞きましたが、そこから道具を貸して、磯部組も見てはおられないので、百人の応援隊を出し、町で三百

人ほど応援してやつたのださうです。ですけれども、もち屋はもち屋という言葉がある。私は社会党で、あまり自衛隊を悪く言つてはいかぬけれども、自衛隊が最近非常にほめられておるときですから、自衛隊はいいと言わなければならぬ。しかし、あそこに関して、自衛隊は、もち屋はもち屋どころか、こういうことに経験のない部隊であつた。二千人来ても鳥合の衆です。ですから片方、聚楽園というもう一つ向こうのセクションは、矢張建設という建設株式会社土建屋さんが締め切つた。これは専門家ですから早い。たしか十月二十五日に締め切つた。そうすると、どちらが一体いいのかという、自衛隊との比較論が出てきますが、早くやつた方がいいのです。そうすると、上野町の電車の開通しないというのは、かりに矢張建設のように機械と設備を持っていた方に頼んだら、早かつたのではないかと気がしますが、それは今日締め切つたからいいのです。これからのことですが、線路の百メートル向こうのたんぼの中で締め切らなくても、電車の線そのものが高いのだから、そこを初めから締め切つて、あわせて電車を通すようにしたら、今日知多半島十万人の人が毎日の行き来に困らなくても済むわけなんです。ですから、交通機関のことを十分考へておやりになつたとは思ふ取れないのですが、どうなんでしょう。

○村上国務大臣 私は、運輸大臣でないから、運輸省の点についてはどういふことか、よくお答えができません。御意見では、この鉄道の路線のところで締め切れということでありまして、

と、運輸省のお話で、たしか七日ですから、おととい締め切りができて、一日か二日を排水しておるというのですが、実は向こうから来た人の話では、その水が排水されているのか、水を道に注入しているのかわからないというのです。今まで国道というのは国道二号线ですが、名古屋―常滑、あれは上野町まで一本になつて、それから二つにYの字に分かれるわけですが、一本は、上が今まで干潮のときは通れたのです。自動車でも自転車でも通れた。今はその上へ、一メートルとは言いませんが、一尺くらい水があつて、全然通れないのだそうです。なぜかという、一番少ないときに締めるわけにいきませんからね。それで、それがこの間雨が降つた。しかも、その締め切り跡が、十分な工法でなかつたので、これは村上建設相も専門家ですからおわかりでしょうが、なかなか排水が進められないそうです。そのために、前通れたのが今通れなくて、実に困つておられる。そういう状態なので、私は思いますのに、あそこへ自衛隊が行つて、二カ所、約二百メートルの堤防を新設しまして、あと約一キロ近く―数百メートルあつた。これを自衛隊がやつた。ところが、自衛隊というのはトロツコを一つ持つてくるでなし、レール一本なし、金沢から二千幾名来たさうですけども、道具がないので、その付近の上野町にある民間の土建屋さん、これは県庁などを請け負つていらつしたる磯部組とか聞きましたが、そこから道具を貸して、磯部組も見てはおられないので、百人の応援隊を出し、町で三百

が、ちょうど今締め切っているところと鉄道の線路との間に相当うちがありまして、そういうようなことから鉄道のレールで締め切りをやらなかったのだらう。これは愛知県でやったのです。が、そういうような点で、今のこの地点で締め切ったのだらうと思います。しかし、私どももただいまの御意見は、過ぎたことですが、よく了解することが出来ます。

○木田委員 やはり鉄道線路というものは、私有財産だからというようなことでなしに、一つこれを利用して締め切った方が、早く潮どめになり、かつまた交通路の開通に役立つならば、思い切ってやられるべきであつたと思う。そういう点は、石井民営鉄道部長がいらっしゃいますけれども、あちらへいらっしゃったとき、近鉄線はここを開通して下さい、関西線はここを一番早く、あるいは知多半島の交通路はこうしてと、直接対策本部において強力にやっていたのだらうならば、なおよかつたのじゃないかと、今日後悔されるような気がするのです。これは最後に、特に民営鉄道部長さんにその点に関連してお聞きしておきたいのです。が、やはり道と線路というものは、高い道、高い線路ということが常識になつてきました。これが建設上望ましいことであると思つていらっしゃるだらうと思います。このことに関して、相当あなたの方で指導なさいませんか、民間の会社などやりませんか。電車が動かなければ、ほうっておけばいい、メイファーズといつておけばいい。それじゃ産業経済、人心が安定しませんから、高い道、高い線路、こういう原則は、交通機関の建前から必要だと思

います。が、それについて賛成でございましょうね、ということをおっしゃつてお尋ねして、質問を終わります。

○石井説明員 おっしゃる通りでございます。今度の近鉄と名鉄の復旧につきましても、原形復旧以上に高くしたいという結論を出していますが、私どももそれに基づきまして検討しております。

○南條委員長 それでは、本日は、これにて散会いたします。

午後五時二十三分散会

災害地対策特別委員会議録第五号中
正誤

ページ行
九三三
象御審議の上、御審議の